



中国法令対訳データベース

【公布日】 2023.12.29

【施行日】 2024.07.01

【公布機関】 全国人民代表大会常務委員会（主席令第15号）

中国語原文

日本語訳文

中华人民共和国公司法

会社法（2024年7月1日施行）

1993年12月29日第8期全国人民代表大会常務委員会第5回会議により採択、同日主席令第16号により公布、1994年7月1日施行
1999年12月25日第9期全国人民代表大会常務委員会第13回会議により改正採択、同日主席令第29号により公布、同日施行
2004年8月28日第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議により改正採択、同日主席令第20号により公布、同日施行
2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議により改正採択、同日主席令第42号により公布、2006年1月1日施行
2013年12月28日第12期全国人民代表大会常務委員会第6回会議により改正改正、同日主席令第8号により公布、2014年3月1日施行
2018年10月26日第13期全国人民代表大会常務委員会第6回会議により改正採択、同日主席令第15号により公布、同日施行
2023年12月29日第14期全国人民代表大会常務委員会第7回会議により改正採択、同日主席令第15号により公布、2024年7月1日施行

第1章 总则

第1条 为了规范公司的组织和行为，保护公司、股东、职工和债权人的合法权益，完善中国特色现代企业制度，弘扬企业家精神，维护社会经济秩序，促进社会主义市场经济的发展，根据宪法，制定本法。

第2条 本法所称公司，是指依照本法在中华人民共和国境内设立的有限责任公司和股份有限公司。

第3条 公司是企业法人，有独立的法人财产，享有法人财产权。公司以其全部财产对公司的债务承担责任。
公司的合法权益受法律保护，不受侵犯。

第4条 有限责任公司的股东以其认缴的出资额为限对公司承担责任；股份有限公司的股东以其认购的股份为限对公司承担责任。
公司股东对公司依法享有资产收益、参与重大决策和选择管理者等权利。

第5条 设立公司应当依法制定公司章程。公司章程对公司、股东、董事、监事、高级管理人员具有约束力。

第6条 公司应当有自己的名称。公司名称应当符合国家有关规定。
公司的名称权受法律保护。

第7条 依照本法设立的有限责任公司，应当在公司名称中标明有限责任公司或者有限公司字样。
依照本法设立的股份有限公司，应当在公司名称中标明股份有限公司或者股份公司字样。

第8条 公司以其主要办事机构所在地为住所。

第1章 総則

第1条 会社の組織及び行為を規範化し、会社、株主、従業員及び債権者の適法な権益を保護し、中国の特色ある現代的企業制度を完全化し、企業家精神を奨励し、社会経済秩序を維持保護し、かつ、社会主義市場経済の発展を促進するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条 この法律において「会社」とは、この法律により中華人民共和国の境内において設立される有限責任会社及び株式有限会社をいう。

第3条 会社は、企業法人であり、独立した法人財産を有し、法人財産権を享有する。会社は、その全部の財産をもって会社の債務に対し責任を負う。
会社の適法な権益は、法律による保護を受け、侵害を受けない。

第4条 有限責任会社の株主は、その払込みを引き受けた出資額を限度として会社に対し責任を負う。株式有限会社の株主は、その購入を引き受けた株式を限度として会社に対し責任を負う。
会社の株主は、会社に対し、資産による収益、重大な方策決定への参与及び管理者の選択等の権利を法により享有する。

第5条 会社を設立するにあたっては、法により会社定款を制定しなければならない。会社定款は、会社、株主、董事、監事及び高級管理者に対し拘束力を有する。

第6条 会社は、自己の名称を有しなければならない。会社の名称は、国の関係規定に適合しなければならない。
会社の名称権は、法律による保護を受ける。

第7条 この法律により設立される有限責任会社は、会社の名称中に有限責任会社又は有限会社という文字を表示しなければならない。
この法律により設立される株式有限会社は、会社の名称中に株式有限会社又は株式会社という文字を表示しなければならない。

第8条 会社は、その主たる事務取扱機構の所在地を住所とする。

第9条 公司的经营范围由公司章程规定。公司可以修改公司章程，变更经营范围。

公司的经营范围中属于法律、行政法规规定须经批准的项目，应当依法经过批准。

第10条 公司的法定代表人按照公司章程的规定，由代表公司执行公司事务的董事或者经理担任。

担任法定代表人的董事或者经理辞任的，视为同时辞去法定代表人。

法定代表人辞任的，公司应当在法定代表人辞任之日起三十日内确定新的法定代表人。

第11条 法定代表人以公司名义从事的民事活动，其法律后果由公司承受。

公司章程或者股东会对法定代表人职权的限制，不得对抗善意第三人。

法定代表人因执行职务造成他人损害的，由公司承担民事责任。公司承担民事责任后，依照法律或者公司章程的规定，可以向有过错的法定代表人追偿。

第12条 有限责任公司变更为股份有限公司，应当符合本法规定的股份有限公司的条件。股份有限公司变更为有限责任公司，应当符合本法规定的有限责任公司的条件。

有限责任公司变更为股份有限公司的，或者股份有限公司变更为有限责任公司的，公司变更前的债权、债务由变更后的公司承继。

第13条 公司可以设立子公司。子公司具有法人资格，依法独立承担民事责任。

公司可以设立分公司。分公司不具有法人资格，其民事责任由公司承担。

第14条 公司向其他企业投资。

法律规定公司不得成为对所投资企业的债务承担连带责任的出资人的，从其规定。

第15条 公司向其他企业投资或者为他人提供担保，按照公司章程的规定，由董事会或者股东会决议；公司章程对投资或者担保的总额及单项投资或者担保的数额有限额规定的，不得超过规定的限额。

公司为公司股东或者实际控制人提供担保的，应当经股东会决议。

前款规定的股东或者受前款规定的实际控制人支配的股东，不得参加前款规定事项的表决。该项表决由出席会议的其他股东所持表决权的过半数通过。

第16条 公司应当保护职工的合法权益，依法与职工签订劳动合同，参加社会保险，加强劳动保护，实现安全生产。

公司应当采用多种形式，加强公司职工的职业教育和岗位培训，提高职工素质。

第17条 公司职工依照《中华人民共和国工会法》组织工会，开展工会活动，维护职工合法权益。公司应当为本公司工会提供必要的活动条件。公司工会代表职工就职工的劳动报酬、工作时间、休息休假、劳动安全卫生和保险福利等事项依法与公司签订集体合同。

公司依照宪法和有关法律的规定，建立健全以职工代表大会为基本形式的民主管理制度，通过职工代表大会或者其他形式，实行民主管理。

公司研究决定改制、解散、申请破产以及经营方面的重大问题、制定重要的规章制度时，应当听取公司工会的意见，并通过职工代表大会或者其他形式听取职工的意见和建议。

第18条 在公司中，根据中国共产党章程的规定，设立中国共产党的组织，开展党的活动。公司应当为党组织的活动提供必要条件。

第19条 公司从事经营活动，应当遵守法律法规，遵守社会公德、商业道德，诚实守信，接受政府和社会公众的监督。

第9条 会社の経営範囲は、会社定款がこれを定める。会社は、会社定款を変更し、経営範囲を変更することができる。

会社の経営範囲中の、法律又は行政法規の規定により必ず認可を経るべきものに属する項目については、法により認可を経なければならない。

第10条 会社の法定代表人は、会社定款の規定に従い、会社を代表して会社の事務を執行する董事又は総経理がこれを担任する。

法定代表人を担任する董事又は総経理が辞任する場合には、同時に法定代表人を辞するものとみなす。

法定代表人が辞任した場合には、会社は、法定代表人が辞任した日から30日以内に新たな法定代表人を確定しなければならない。

第11条 法定代表者が会社の名により従事する民事活動について、その法律効果は、会社がこれを引き受ける。

会社定款又は株主会による法定代表者の職権に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。

法定代表人が職務の執行により他人に損害をもたらした場合には、会社が民事責任を負う。会社は、民事責任を負った後に、法律又は会社定款の規定により、故意・過失を有する法定代表人に対し求償することができる。

第12条 有限責任会社は、株式有限会社に変更される場合には、この法律所定の株式有限会社の条件に適合しなければならない。株式有限会社は、有限責任会社に変更される場合には、この法律所定の有限責任会社の条件に適合しなければならない。

有限責任会社が株式有限会社に変更される場合、又は株式有限会社が有限責任会社に変更される場合には、会社変更前の債権及び債務は、変更後の会社がこれを承継する。

第13条 会社は、子会社を設立することができる。子会社は、法人格を有し、法により独立して民事責任を負う。

会社は、支店を設立することができる。支店は法人格を有さず、その民事責任は会社が負う。

第14条 会社は、他の企業に対し投資することができる。

法律の規定により会社が投資先企業の債務について連帯責任を負う投資者となつてはならない場合には、当該定めに従う。

第15条 会社が他の企業に対し投資し、又は他人のため担保を提供するにあつては、会社定款の規定に従い、董事会又は株主会が決議する。会社定款に投資又は担保の総額及び単独の投資又は担保の金額について限度額にかかる規定がある場合には、所定の限度額を超えてはならない。

会社は、会社の株主又は実際支配者のため担保を提供する場合には、株主会決議を経なければならない。

前項所定の株主、又は前項所定の実際支配者の支配を受ける株主は、前項所定の事項の表決に参加してはならない。当該表決は、会議に出席した他の株主が保有する議決権の過半数によりこれを採択する。

第16条 会社は、従業員の適法な権益を保護し、法により従業員と労働契約を締結し、社会保険に加入し、労働保護を強化し、安全生产を実現しなければならない。

会社は、多種の形式を採用し、会社従業員の職業教育及び職位研修を強化し、従業員の素質を高めなければならない。

第17条 会社従業員は、「工会法」により工会を組織し、工会活動を展開し、従業員の適法な権益を維持保護する。会社は、自社の工会のため、必要な活動条件を提供しなければならない。会社工会は、従業員を代表し、従業員の労働報酬、労働時間、休息・休暇、労働安全衛生及び保険・福利等の事項について法により会社と集団契約を締結する。

会社は、憲法及び関係する法律の規定により、従業員代表大会を基本形式とする民主的管理制度を確立して健全化し、従業員代表大会その他の形式を通じて、民主的管理を実行する。

会社は、制度改革、解散、破産申立て及び経営の面の重大問題を検討・決定し、又は重要な規則制度を制定する際に、会社工会の意見を聴取し、かつ、従業員代表大会その他の形式を通じて従業員の意見及び建議を聴取しなければならない。

第18条 会社においては、中国共産党規約の規定に基づき、中国共産党の組織を設立し、党の活動を展開する。会社は、党組織の活動のため、必要な条件を提供しなければならない。

第19条 会社は、経営活動に従事するにあたり、法律法規を遵守し、社会公德及び商業道徳を遵守し、誠実に信義を守り、政府及び社会公衆による監督を受けなければならない。

第20条 公司从事经营活动，应当充分考虑公司职工、消费者等利益相关者的利益以及生态环境保护等社会公共利益，承担社会责任。
国家鼓励公司参与社会公益活动，公布社会责任报告。

第21条 公司股东应当遵守法律、行政法规和公司章程，依法行使股东权利，不得滥用股东权利损害公司或者其他股东的利益。
公司股东滥用股东权利给公司或者其他股东造成损失的，应当承担赔偿责任。

第22条 公司的控股股东、实际控制人、董事、监事、高级管理人员不得利用关联关系损害公司利益。
违反前款规定，给公司造成损失的，应当承担赔偿责任。

第23条 公司股东滥用公司法人独立地位和股东有限责任，逃避债务，严重损害公司债权人利益的，应当对公司债务承担连带责任。
股东利用其控制的两个以上公司实施前款规定行为的，各公司应当对任一公司的债务承担连带责任。
只有一个股东的公司，股东不能证明公司财产独立于股东自己的财产的，应当对公司债务承担连带责任。

第24条 公司股东会、董事会、监事会召开会议和表决可以采用电子通信方式，公司章程另有规定的除外。

第25条 公司股东会、董事会的决议内容违反法律、行政法规的无效。

第26条 公司股东会、董事会的会议召集程序、表决方式违反法律、行政法规或者公司章程，或者决议内容违反公司章程的，股东自决议作出之日起六十日内，可以请求人民法院撤销。但是，股东会、董事会的会议召集程序或者表决方式仅有轻微瑕疵，对决议未产生实质影响的除外。
未被通知参加股东会会议的股东自知道或者应当知道股东会决议作出之日起六十日内，可以请求人民法院撤销；自决议作出之日起一年内没有行使撤销权的，撤销权消灭。

第27条 有下列情形之一的，公司股东会、董事会的决议不成立：
(一) 未召开股东会、董事会会议作出决议；
(二) 股东会、董事会会议未对决议事项进行表决；
(三) 出席会议的人数或者所持表决权数未达到本法或者公司章程规定的人数或者所持表决权数；
(四) 同意决议事项的人数或者所持表决权数未达到本法或者公司章程规定的人数或者所持表决权数。

第28条 公司股东会、董事会决议被人民法院宣告无效、撤销或者确认不成立的，公司应当向公司登记机关申请撤销根据该决议已办理的登记。
股东会、董事会决议被人民法院宣告无效、撤销或者确认不成立的，公司根据该决议与善意相对人形成的民事法律关系不受影响。

第2章 公司登记

第29条 设立公司，应当依法向公司登记机关申请设立登记。
法律、行政法规规定设立公司必须报经批准的，应当在公司登记前依法办理批准手续。

第20条 会社は、経営活動に従事するにあたり、会社従業員、消費者等の利害関係者の利益及び生態環境保護等の社会公共利益を十分に考慮し、社会責任を負わなければならない。
国は、会社が社会公益活動に参与し、社会責任報告を公表することを奨励する。

第21条 会社の株主は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、法により株主としての権利を行使しなければならない。株主としての権利を濫用して会社又は他の株主の利益を損なってはならない。
会社の株主は、株主としての権利を濫用して会社又は他の株主に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第22条 会社の株式支配株主、実際支配者、董事、監事及び高級管理者は、関連関係を利用して会社の利益を損なってはならない。
前項の規定に違反し、会社に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第23条 会社の株主は、会社の法人としての独立した地位及び株主有限責任を濫用し、債務を回避し、会社債権者の利益を重大に損なった場合には、会社の債務について連帯責任を負わなければならない。
株主がその支配する2つ以上の会社を利用して前項所定の行為を実施した場合には、各会社は、いずれか1つの会社の債務について連帯責任を負わなければならない。
株主が1名のみである会社について、株主は、会社財産が株主自身の財産から独立していることを証明することができない場合には、会社の債務について連帯責任を負わなければならない。

第24条 会社の株主会、董事会及び监事会による会議の招集開催及び表决は、電子通信の方式を採用することができる。ただし、会社定款に別段の定めのある場合を除く。

第25条 会社の株主会及び董事会の決議内容は、法律又は行政法規に違反する場合には、これを無効とする。

第26条 会社の株主会又は董事会の会議招集手続若しくは表决方式が法律、行政法規若しくは会社定款に違反し、又は決議内容が会社定款に違反する場合には、株主は、決議がなされた日から60日以内に、人民法院に対し取消しを請求することができる。ただし、株主会又は董事会の会議招集手続又は表决方式に軽微な瑕疵があるのみであり、決議に対し実質的な影響を生じていない場合を除く。
株主会会議への参加につき通知を受けていない株主は、株主会決議がなされたことを知り、又は知るべき日から60日以内に、人民法院に対し取消しを請求することができる。決議がなされた日から1年以内に取消権を行使しない場合には、取消権は、消滅する。

第27条 次に掲げる事由の1つがある場合には、会社の株主会及び董事会の決議は、成立しない。
(一) 株主会又は董事会の会議を招集開催せずに決議をしたとき。
(二) 株主会又は董事会の会議が決議事項について表决をしていないとき。
(三) 会議に出席した人数又は議決権保有数がこの法律又は会社定款所定の人数又は議決権保有数に達していないとき。
(四) 決議事項に同意した人数又は議決権保有数がこの法律又は会社定款所定の人数又は議決権保有数に達していないとき。

第28条 会社の株主会又は董事会の決議につき人民法院により無効を宣告され、取り消され、又は不成立が確認された場合には、会社は、会社登記機関に対し当該決議に基づき既に手続されている登記を取り消すよう申請しなければならない。
株主会又は董事会の決議につき人民法院により無効を宣告され、取り消され、又は不成立が確認された場合には、会社が当該決議に基づき善意の相手方と形成した民事法律関係は、影響を受けない。

第2章 会社登記

第29条 会社を設立するにあたっては、法により会社登記機関に対し設立登記を申請しなければならない。
法律又は行政法規の規定により会社の設立につき必ず報告して認可を経るべき場合には、会社登記前に法により認可手続をしなければならない。

第30条 申请设立公司，应当提交设立登记申请书、公司章程等文件，提交的相关材料应当真实、合法和有效。

申请材料不齐全或者不符合法定形式的，公司登记机关应当一次性告知需要补正的材料。

第31条 申请设立公司，符合本法规定的设立条件的，由公司登记机关分别登记为有限责任公司或者股份有限公司；不符合本法规定的设立条件的，不得登记为有限责任公司或者股份有限公司。

第32条 公司登记事项包括：

- (一) 名称；
- (二) 住所；
- (三) 注册资本；
- (四) 经营范围；
- (五) 法定代表人的姓名；
- (六) 有限责任公司股东、股份有限公司发起人的姓名或者名称。

公司登记机关应当将前款规定的公司登记事项通过国家企业信用信息公示系统向社会公示。

第33条 依法设立的公司，由公司登记机关发给公司营业执照。公司营业执照签发日期为公司成立日期。

公司营业执照应当载明公司的名称、住所、注册资本、经营范围、法定代表人姓名等事项。

公司登记机关可以发给电子营业执照。电子营业执照与纸质营业执照具有同等法律效力。

第34条 公司登记事项发生变更的，应当依法办理变更登记。

公司登记事项未经登记或者未经变更登记，不得对抗善意相对人。

第35条 公司申请变更登记，应当向公司登记机关提交公司法定代表人签署的变更登记申请书、依法作出的变更决议或者决定等文件。

公司变更登记事项涉及修改公司章程的，应当提交修改后的公司章程。

公司变更法定代表人的，变更登记申请书由变更后的法定代表人签署。

第36条 公司营业执照记载的事项发生变更的，公司办理变更登记后，由公司登记机关换发营业执照。

第37条 公司因解散、被宣告破产或者其他法定事由需要终止的，应当依法向公司登记机关申请注销登记，由公司登记机关公告公司终止。

第38条 公司设立分公司，应当向公司登记机关申请登记，领取营业执照。

第39条 虚报注册资本、提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得公司设立登记的，公司登记机关应当依照法律、行政法规的规定予以撤销。

第40条 公司应当按照规定通过国家企业信用信息公示系统公示下列事项：

- (一) 有限责任公司股东认缴和实缴的出资额、出资方式和出资日期，股份有限公司发起人认购的股份数；
 - (二) 有限责任公司股东、股份有限公司发起人的股权、股份变更信息；
 - (三) 行政许可取得、变更、注销等信息；
 - (四) 法律、行政法规规定的其他信息。
- 公司应当确保前款公示信息真实、准确、完整。

第30条 会社の設立を申請するにあたっては、設立登記申請書、会社定款等の文書を提出しなければならない。提出する関連資料は、真実、適法かつ有効でなければならない。

申請資料が整わず、又は法定の形式に適合しない場合には、会社登記機関は、補正する必要のある資料を一括して告知しなければならない。

第31条 会社の設立を申請するにあたり、この法律所定の設立条件に適合する場合には、会社登記機関がそれぞれ有限責任会社又は株式会社として登記する。この法律所定の設立条件に適合しない場合には、有限責任会社又は株式有限会社として登記してはならない。

第32条 会社登記事項には、次を含む。

- (一) 名称
- (二) 住所
- (三) 登録資本
- (四) 経営範囲
- (五) 法定代表者の氏名
- (六) 有限責任会社の株主又は株式有限会社の発起人の氏名又は名称

会社登記機関は、前項所定の会社登記事項を国家企業信用情報公示システムを通じて社会に対し公示しなければならない。

第33条 法により設立される会社については、会社登記機関が会社営業許可証を発給する。会社営業許可証の発行日は、会社の成立日とする。

会社営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。

会社登記機関は、電子営業許可証を発給することができる。電子営業許可証とペーパーベースの営業許可証とは、同等の法的効力を有する。

第34条 会社登記事項に変更が生じた場合には、法により変更登記を申請しなければならない。

会社登記事項が登記を経ず、又は変更登記を経ていない場合には、善意の相手方に対抗することができない。

第35条 会社は、変更登記を申請するにあたり、会社登記機関に対し会社の法定代表者が署名した変更登記申請書、法により出した変更決議又は決定等の文書を提出しなければならない。

会社の変更登記事項が会社定款の変更にかかわる場合には、変更後の会社定款を提出しなければならない。

会社が法定代表人を変更する場合には、変更登記申請書は、変更後の法定代表者が署名する。

第36条 会社営業許可証に記載された事項に変更が生じた場合には、会社の変更登記を申請した後に、会社登記機関が営業許可証を交換発行する。

第37条 会社は、解散、破産宣告その他の法定事由により終了する必要がある場合には、法により会社登記機関に対し抹消登記を申請しなければならない。会社登記機関が会社の終了を公告する。

第38条 会社は、支店を設立するにあたり、会社登記機関に対し登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。

第39条 登録資本を虚偽報告し、虚偽の資料を提出し、又はその他の欺罔手段を講じて重要な事実を隠蔽し会社設立登記を取得した場合には、会社登記機関は、法律及び行政法規の規定により取消しをしなければならない。

第40条 会社は、規定に従い国家企業信用情報公示システムを通じて次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (一) 有限責任会社の株主が払込みを引き受け、及び払込済みである出資額、出資方式及び出资日期、株式有限会社の発起人が購入を引き受けた株式数
- (二) 有限責任会社の株主又は株式有限会社の発起人の出資持分又は株式の変更情報
- (三) 行政许可の取得、変更、抹消等の情報
- (四) 法律及び行政法規所定のその他の情報

会社は、前項の公示情報が真実であり、正確であり、かつ、完全であることを確実に保証しなければならない。

第41条 公司登记机关应当优化公司登记办理流程, 提高公司登记效率, 加强信息化建设, 推行网上办理等便捷方式, 提升公司登记便利化水平。

国务院市场监督管理部门根据本法和有关法律、行政法规的规定, 制定公司登记注册的具体办法。

第3章 有限责任公司的设立和组织机构

第1節 設立

第42条 有限责任公司由一个以上五十个以下股东出资设立。

第43条 有限责任公司设立时的股东可以签订设立协议, 明确各自在公司设立过程中的权利和义务。

第44条 有限责任公司设立时的股东为设立公司从事的民事活动, 其法律后果由公司承受。

公司未成立的, 其法律后果由公司设立时的股东承受; 设立时的股东为二人以上的, 享有连带债权, 承担连带债务。

设立时的股东为设立公司以自己的名义从事民事活动产生的民事责任, 第三人有权选择请求公司或者公司设立时的股东承担。

设立时的股东因履行公司设立职责造成他人损害的, 公司或者无过错的股东承担赔偿责任后, 可以向有过错的股东追偿。

第45条 设立有限责任公司, 应当由股东共同制定公司章程。

第46条 有限责任公司章程应当载明下列事项:

- (一) 公司名称和住所;
- (二) 公司经营范围;
- (三) 公司注册资本;
- (四) 股东的姓名或者名称;
- (五) 股东的出资额、出资方式 and 出资日期;
- (六) 公司的机构及其产生办法、职权、议事规则;
- (七) 公司法定代表人的产生、变更办法;
- (八) 股东会认为需要规定的其他事项。

股东应当在公司章程上签名或者盖章。

第47条 有限责任公司的注册资本为在公司登记机关登记的全体股东认缴的出资额。全体股东认缴的出资额由股东按照公司章程的规定自公司成立之日起五年内缴足。

法律、行政法规以及国务院决定对有限责任公司注册资本实缴、注册资本最低限额、股东出资期限另有规定的, 从其规定。

第48条 股东可以用货币出资, 也可以用实物、知识产权、土地使用权、股权、债权等可以用货币估价并可以依法转让的非货币财产作价出资; 但是, 法律、行政法规规定不得作为出资的财产除外。

对作为出资的非货币财产应当评估作价, 核实财产, 不得高估或者低估作价。法律、行政法规对评估作价有规定的, 从其规定。

第49条 股东应当按期足额缴纳公司章程规定的各自所认缴的出资额。

股东以货币出资的, 应当将货币出资足额存入有限责任公司在银行开设的账户; 以非货币财产出资的, 应当依法办理其财产权的转移手续。

股东未按期足额缴纳出资的, 除应当向公司足额缴纳外, 还应当对公司造成的损失承担赔偿责任。

第41条 会社登記機関は、会社登記取扱フローを最適化し、会社の登記効率を引き上げ、情報化建設を強化し、オンライン取扱い等の簡便な方式を推進し、会社登記の利便化水準を向上させなければならない。

國務院の市場監督管理部門は、この法律並びに関係する法律及び行政法規の規定に基づき、会社登記登録の具体的な弁法を制定する。

第3章 有限責任会社の設立及び組織機構

第1節 設立

第42条 有限責任会社は、1名以上50名以下の株主が出資してこれを設立する。

第43条 有限責任会社の設立時の株主は、設立合意を締結し、会社設立過程における各自の権利及び義務を明確にすることができる。

第44条 有限責任会社の設立時の株主が会社設立のために従事する民事活動について、その法律効果は、会社がかつこれを引き受ける。

会社が成立していない場合には、その法律効果は、会社設立時の株主がかつこれを引き受ける。設立時の株主が2名以上である場合には、連帯債権を享有し、連帯債務を負う。

設立時の株主が会社設立のため自己の名義で民事活動に従事して生じた民事責任について、第三者は、会社又は会社設立時の株主にこれを負うよう請求する権利を有する。

設立時の株主が会社設立にかかる職責を履行したことにより他人に損害をもたらした場合には、会社又は故意・過失のない株主は、賠償責任を負った後に、故意・過失のある株主に対し求償することができる。

第45条 有限責任会社の設立にあたっては、株主が共同で会社定款を制定しなければならない。

第46条 有限責任会社の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 会社の名称及び住所
- (二) 会社の経営範囲
- (三) 会社の登録資本
- (四) 株主の氏名又は名称
- (五) 株主の出資額、出资方式及び出资日期
- (六) 会社の機構並びにその成立方法、職権及び議事規則
- (七) 会社の法定代表者の選出及び変更方法
- (八) 株主会において、定める必要があると認められたその他の事項

株主は、会社定款に署名し、又は押印しなければならない。

第47条 有限責任会社の登録資本は、会社登記機関において登記した株主全体が払込みを引き受けた出資額とする。株主全体が払込みを引き受けた出資額は、会社が成立した日から5年内に株主が会社定款の規定に従いこれを満額により払い込む。

法律、行政法規及び國務院の決定に有限責任会社の登録資本の実際の払込み、登録資本最低限度額及び株主の出資期限について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。

第48条 株主は、貨幣を用いて出資することができ、また、現物、知的財産権、土地使用権、出資持分、債権等の、貨幣を用いて価額評価することができ、かつ、法により譲渡することができる非貨幣財産を用いて価額決定して出資することもできる。ただし、法律又は行政法規の規定により出資としてはならない財産を除く。

出資とする非貨幣財産については、評価して価額決定し、財産につき事実確認をしなければならない、高く評価し、又は低く評価して価額決定してはならない。法律又は行政法規に評価による価額決定について定めのある場合には、当該定めに従う。

第49条 株主は、会社定款所定の各自が払込みを引き受けた出資額を期限内に従い満額により払い込まなければならない。

株主は、貨幣により出資する場合には、貨幣出資を有限責任会社が銀行に開設した口座に満額で預け入れなければならない。非貨幣財産により出資する場合には、法によりその財産権の移転手続をしなければならない。

株主は、期限どおり満額により出資を払い込んでいない場合には、会社に対し満額により払い込むべきほか、更に会社にもたらした損失について賠償責任を負わなければならない。

第50条 有限责任公司设立时, 股东未按照公司章程规定实际缴纳出资, 或者实际出资的非货币财产的实际价额显著低于所认缴的出资额的, 设立时的其他股东与该股东在出资不足的范围内承担连带责任。

第51条 有限责任公司成立后, 董事会应当对股东的出资情况进行核查, 发现股东未按照章程规定出资的, 应当由公司向该股东发出书面催缴书, 催缴出资。

未及时履行前款规定的义务, 给公司造成损失的, 负有责任的董事应当承担赔偿责任。

第52条 股东未按照公司章程规定的出资日期缴纳出资, 公司依照前条第一款规定发出书面催缴书催缴出资的, 可以载明缴纳出资的宽限期; 宽限期自公司发出催缴书之日起, 不得少于六十日。宽限期届满, 股东仍未履行出资义务的, 公司经董事会决议可以向该股东发出失权通知, 通知应当以书面形式发出。自通知发出之日起, 该股东丧失其未缴纳出资的股权。

依照前款规定丧失的股权应当依法转让, 或者相应减少注册资本并注销该股权; 六个月内未转让或者注销的, 由公司其他股东按照其出资比例足额缴纳相应出资。

股东对失权有异议的, 应当自接到失权通知之日起三十日内, 向人民法院提起诉讼。

第53条 公司成立后, 股东不得抽逃出资。

违反前款规定的, 股东应当返还抽逃的出资; 给公司造成损失的, 负有责任的董事、监事、高级管理人员应当与该股东承担连带赔偿责任。

第54条 公司不能清偿到期债务的, 公司或者已到期债权的债权人有权要求已认缴出资但未届出资期限的股东提前缴纳出资。

第55条 有限责任公司成立后, 应当向股东签发出资证明书, 记载下列事项:

- (一) 公司名称;
 - (二) 公司成立日期;
 - (三) 公司注册资本;
 - (四) 股东的姓名或者名称、认缴和实缴的出资额、出资方式 and 出资日期;
 - (五) 出资证明书的编号和核发日期。
- 出资证明书由法定代表人签名, 并由公司盖章。

第56条 有限责任公司应当置备股东名册, 记载下列事项:

- (一) 股东的姓名或者名称及住所;
 - (二) 股东认缴和实缴的出资额、出资方式 and 出资日期;
 - (三) 出资证明书编号;
 - (四) 取得和丧失股东资格的日期。
- 记载于股东名册的股东, 可以依股东名册主张行使股东权利。

第57条 股东有权查阅、复制公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议决议、监事会会议决议和财务会计报告。

股东可以要求查阅公司会计账簿、会计凭证。股东要求查阅公司会计账簿、会计凭证的, 应当向公司提出书面请求, 说明目的。公司有合理根据认为股东查阅会计账簿、会计凭证有不正当目的, 可能损害公司合法利益的, 可以拒绝提供查阅, 并应当自股东提出书面请求之日起十五日内书面答复股东并说明理由。公司拒绝提供查阅的, 股东可以向人民法院提起诉讼。

股东查阅前款规定的材料, 可以委托会计师事务所、律师事务所等中介机构进行。

股东及其委托的会计师事务所、律师事务所等中介机构查阅、复制有关材料, 应当遵守有关保护国家秘密、商业秘密、个人隐私、个人信息等法律、行政法规的规定。

股东要求查阅、复制公司全资子公司相关材料的, 适用前四款的规定。

第50条 有限責任会社の設立時に、株主が会社定款の規定どおり出資を實際に払い込まず、又は實際に出資した非貨幣財産の實際の価額が払込みを引き受けた出資額を著しく下回る場合には、設立時の他の株主及び当該株主は、出資の不足する範囲内において連帯責任を負う。

第51条 有限責任会社の成立後に、董事会は、株主の出資状況について照会調査をしなければならず、株主が期限どおり満額により会社定款所定の出資を払い込んでいないことを発見した場合には、会社が当該株主に対し書面による払込催告書を発し、出資の払込みを催告しなければならない。

適時に前項所定の義務を履行せず、会社に損失をもたらした場合には、責任を負う董事は、賠償責任を負わなければならない。

第52条 株主が会社定款所定の出資日どおり出資を払い込まず、会社が前条第1項の規定により書面による払込催告書を発して出資の払込みを催告する場合には、出資払込みの猶予期間を記載することができる。猶予期間は、会社が払込催告書を発した日から、60日を下回ってはならない。猶予期間が満了し、株主がなお出資の義務を履行しない場合には、会社は、董事会決議を経て当該株主に対し失権通知を発することができ、通知は、書面により発しなければならない。通知が発せられた日から、当該株主は、自らが出資を払い込んでいない出資持分を喪失する。

前項の規定により喪失した出資持分は、法によりこれを譲渡し、又は相応して登録資本を減少させ、かつ、当該出資持分を抹消しなければならない。6か月以内に譲渡せず、又は抹消しない場合には、会社の他の株主がその出資比率に従い相応する出資を満額により払い込む。

株主は、失権に対し異議を有する場合には、失権通知を受領した日から30日以内に、人民法院に対し訴えを提起しなければならない。

第53条 会社の成立後に、株主は、出資を引き揚げてはならない。

前項の規定に違反した場合には、株主は、引き揚げた出資を返還しなければならない。会社に損失をもたらした場合には、責任を負う董事、監事及び高級管理者は、当該株主と連帯賠償責任を負わなければならない。

第54条 会社が期限到来債務を弁済することができない場合には、会社又は既に期限到来している債権の債権者は、既に出資の払込みを引き受けているけれども出資期限が到来していない株主に対し、出資を前倒して払い込むよう要求する権利を有する。

第55条 有限責任会社は、成立後に、株主に対し出資証明書を発行し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 会社の名称
 - (二) 会社の成立日
 - (三) 会社の登録資本
 - (四) 株主の氏名又は名称並びに払込みを引き受け、及び払込済みである出資額、出资方式及び出资日期
 - (五) 出資証明書の編成番号及び発行日
- 出資証明書は、法定代表人が署名し、かつ、会社が押印する。

第56条 有限責任会社は、株主名簿を備え置き、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 株主の氏名又は名称及び住所
 - (二) 株主が払込みを引き受け、及び払込済みである出資額、出资方式及び出资日期
 - (三) 出資証明書の編成番号
 - (四) 株主資格を取得し、及び喪失した日
- 株主名簿に記載された株主は、株主名簿により株主としての権利の行使を主張することができる。

第57条 株主は、会社定款、株主名簿、株主会会議記録、董事会会議決議、监事会会議決議及び財務会計報告を調査閲覧し、及び複製する権利を有する。

株主は、会社の会計帳簿及び会計証憑の調査閲覧を要求することができる。株主は、会社の会計帳簿及び会計証憑の調査閲覧を要求する場合には、会社に対し書面による請求を提出し、目的を説明しなければならない。会社は、株主が会計帳簿及び会計証憑を調査閲覧するのに不当な目的があり、会社の適法な利益を損なうおそれがあると認める合理的な根拠を有する場合には、調査閲覧の提供を拒絶することができる。かつ、株主が書面による請求を提出した日から15日以内に書面により株主に回答し、かつ、理由を説明しなければならない。会社が調査閲覧の提供を拒絶した場合には、株主は、人民法院に対し訴えを提起することができる。

株主は、前項所定の資料を調査閲覧するにあたり、会計士事務所、弁護士事務所等の仲介機構に委託して実施させることができる。

株主及びその委託する会計士事務所、弁護士事務所等の仲介機構は、関係資料を調査閲覧し、及び複製するにあたり、国家秘密、商業

秘密、個人情報プライバシー、個人情報等の保護に関する法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない。

株主が会社の全出資子会社の関連資料の調査閲覧又は複製を要求する場合には、前四項の規定を適用する。

第2節 组织机构

第58条 有限责任公司股东会由全体股东组成。股东会是公司的权力机构，依照本法行使职权。

第59条 股东会行使下列职权：

- (一) 选举和更换董事、监事，决定有关董事、监事的报酬事项；
- (二) 审议批准董事会的报告；
- (三) 审议批准监事会的报告；
- (四) 审议批准公司的利润分配方案和弥补亏损方案；
- (五) 对公司增加或者减少注册资本作出决议；
- (六) 对发行公司债券作出决议；
- (七) 对公司合并、分立、解散、清算或者变更公司形式作出决议；
- (八) 修改公司章程；
- (九) 公司章程规定的其他职权。

股东会可以授权董事会对发行公司债券作出决议。

对本条第一款所列事项股东以书面形式一致表示同意的，可以不召开股东会会议，直接作出决定，并由全体股东在决定文件上签名或者盖章。

第60条 只有一个股东的有限责任公司不设股东会。股东作出前款第一款所列事项的决定时，应当采用书面形式，并由股东签名或者盖章后置备于公司。

第61条 首次股东会会议由出资最多的股东召集和主持，依照本法规定行使职权。

第62条 股东会会议分为定期会议和临时会议。

定期会议应当按照公司章程的规定按时召开。代表十分之一以上表决权的股东、三分之一以上的董事或者监事会提议召开临时会议的，应当召开临时会议。

第63条 股东会会议由董事会召集，董事长主持；董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长主持；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事主持。

董事会不能履行或者不履行召集股东会会议职责的，由监事会召集和主持；监事会不召集和主持的，代表十分之一以上表决权的股东可以自行召集和主持。

第64条 召开股东会会议，应当于会议召开十五日前通知全体股东；但是，公司章程另有规定或者全体股东另有约定的除外。

股东会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的股东应当在会议记录上签名或者盖章。

第65条 股东会会议由股东按照出资比例行使表决权；但是，公司章程另有规定的除外。

第66条 股东会的议事方式和表决程序，除本法有规定的外，由公司章程规定。

股东会作出决议，应当经代表过半数表决权的股东通过。

股东会作出修改公司章程、增加或者减少注册资本的决议，以及公司合并、分立、解散或者变更公司形式的决议，应当经代表三分之二以上表决权的股东通过。

第67条 有限责任公司设董事会，本法第七十五条另有规定的除外。

董事会行使下列职权：

- (一) 召集股东会会议，并向股东会报告工作；
- (二) 执行股东会的决议；

第2節 組織機構

第58条 有限责任会社の株主会は、株主全体により構成される。株主会は、会社の権力機構であり、この法律により職権を行使する。

第59条 株主会は、次に掲げる職権を行使する。

- (一) 董事及び監事を選挙し、及び交代させ、董事及び監事の報酬に関係する事項を決定すること。
- (二) 董事会の報告を審議して承認すること。
- (三) 监事会の報告を審議して承認すること。
- (四) 会社の利益分配方案及び欠損補填方案を審議して承認すること。
- (五) 会社による登録資本の増加又は減少について決議をすること。
- (六) 社債の発行について決議をすること。
- (七) 会社の合併、分割、解散、清算又は会社形式の変更について決議をすること。
- (八) 会社定款を変更すること。
- (九) 会社定款所定のその他の職権

株主会は、董事会に授權して社債の発行について決議をさせることができる。

第1項に掲げる事項については、株主が書面により一致して同意する旨を表示した場合には、株主会會議を招集開催せず、直接に決定をすることができ、かつ、株主全体が決定文書に署名し、又は押印する。

第60条 株主が1名のみである有限责任会社は、株主会を置かない。株主が前条第1項に掲げる事項の決定をする際には、書面による形式を採用し、かつ、株主が署名し、又は押印した後に会社に備え置かなければならない。

第61条 初回の株主会會議については、出資が最も多い株主が招集し、及び主宰し、この法律の規定により職権を行使する。

第62条 株主会會議は、定期會議及び臨時會議に分かれる。

定期會議は、会社定款の規定に従い期限どおりにこれを招集開催しなければならない。10分の1以上の議決権を代表する株主、3分の1以上の董事又は監事会が臨時會議の招集開催を提議した場合には、臨時會議を招集開催しなければならない。

第63条 株主会會議は、董事会が招集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の董事が共同で1名の董事を推挙して主宰させる。

董事会が株主会會議招集の職責を履行することができず、又は履行しない場合には、監事会が招集し、及び主宰する。監事会が招集せず、及び主宰しない場合には、10分の1以上の議決権を代表する株主は、自ら招集し、及び主宰することができる。

第64条 株主会會議を招集開催するにあたっては、會議招集開催の15日前までに株主全体に通知しなければならない。ただし、会社定款に別段の定めがあり、又は株主全体に別段の約定がある場合を除く。

株主会は、審議した事項の決定について會議記録を作成しなければならない。會議に出席した株主は、會議記録に署名し、又は押印しなければならない。

第65条 株主会會議においては、株主が出資比率に従い議決権を行使する。ただし、会社定款に別段の定めのある場合を除く。

第66条 株主会の議事方式及び表決手続については、この法律に定めのある場合を除き、会社定款が定める。

株主会は、決議をするにあたり、過半数の議決権を代表する株主による採択を経なければならない。

株主会は、会社定款の変更及び登録資本の増加又は減少の決議並びに会社の合併、分割若しくは解散又は会社形式の変更の決議をする場合には、3分の2以上の議決権を代表する株主による採択を経なければならない。

第67条 有限责任会社は、董事会を置く。ただし、第75条に別段の定めのある場合を除く。

董事会は、次に掲げる職権を行使する。

- (一) 株主会會議を招集し、かつ、株主会に対し業務を報告する

(三) 決定公司的经营计划和投资方案;
 (四) 制订公司的利润分配方案和弥补亏损方案;
 (五) 制订公司增加或者减少注册资本以及发行公司债券的方案;
 (六) 制订公司合并、分立、解散或者变更公司形式的方案;
 (七) 决定公司内部管理机构的设置;
 (八) 决定聘任或者解聘公司经理及其报酬事项, 并根据经理的提名决定聘任或者解聘公司副经理、财务负责人及其报酬事项;
 (九) 制定公司的基本管理制度;
 (十) 公司章程规定或者股东会授予的其他职权。
 公司章程对董事会职权的限制不得对抗善意相对人。

第68条 有限责任公司董事会成员为三人以上, 其成员中可以有公司职工代表。职工人数三百人以上的有限责任公司, 除依法设监事会并有公司职工代表的外, 其董事会成员中应当有公司职工代表。董事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。

董事会设董事长一人, 可以设副董事长。董事长、副董事长的产生办法由公司章程规定。

第69条 有限责任公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置由董事组成的审计委员会, 行使本法规定的监事会的职权, 不设监事会或者监事。公司董事会成员中的职工代表可以成为审计委员会成员。

第70条 董事任期由公司章程规定, 但每届任期不得超过三年。董事任期届满, 连选可以连任。

董事任期届满未及时改选, 或者董事在任期内辞任导致董事会成员低于法定人数的, 在改选出的董事就任前, 原董事仍应当依照法律、行政法规和公司章程的规定, 履行董事职务。

董事辞任的, 应当以书面形式通知公司, 公司收到通知之日辞任生效, 但存在前款规定情形的, 董事应当继续履行职务。

第71条 股东会可以决议解任董事, 决议作出之日解任生效。

无正当理由, 在任期届满前解任董事的, 该董事可以要求公司予以赔偿。

第72条 董事会会议由董事长召集和主持; 董事长不能履行职务或者不履行职务的, 由副董事长召集和主持; 副董事长不能履行职务或者不履行职务的, 由过半数的董事共同推举一名董事召集和主持。

第73条 董事会的议事方式和表决程序, 除本法有规定的外, 由公司章程规定。

董事会会议应当有过半数的董事出席方可举行。董事会作出决议, 应当经全体董事的过半数通过。

董事会会议的表决, 应当一人一票。

董事会应当对所议事项的决定作成会议记录, 出席会议的董事应当在会议记录上签名。

第74条 有限责任公司可以设经理, 由董事会决定聘任或者解聘。

经理对董事会负责, 根据公司章程的规定或者董事会的授权行使职权。经理列席董事会会议。

第75条 规模较小或者股东人数较少的有限责任公司, 可以不设董事会, 设一名董事, 行使本法规定的董事会的职权。该董事可以兼任公司经理。

第76条 有限责任公司设监事会, 本法第六十九条、第八十三条另有规定的除外。

こと。

(二) 株主会の決議を執行すること。

(三) 会社の経営計画及び投資方案を決定すること。

(四) 会社の利益分配方案及び欠損補填方案を立案すること。

(五) 会社による登録資本の増加又は減少及び社債発行の方案を立案すること。

(六) 会社の合併、分割若しくは解散又は会社形式の変更の方案を立案すること。

(七) 会社の内部管理機構の設置を決定すること。

(八) 会社の総経理の選任又は解任及びその報酬にかかる事項を決定し、かつ、総経理の指名に基づき会社の副総経理及び財務責任者の選任又は解任及びその報酬にかかる事項を決定すること。

(九) 会社の基本的管理制度を制定すること。

(十) 会社定款に規定され、又は株主会が付与するその他の職権
 会社定款による董事会の職権に対する制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第68条 有限責任会社の董事会の成員は、3名以上とし、その成員中に会社従業員代表を有することができる。法により監事会を置き、かつ、会社従業員代表を有する場合を除き、従業員人数が300名以上である有限責任会社については、その董事会の成員中に会社従業員代表を有しなければならない。董事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する。

董事会は、董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長の選出方法は、会社定款がこれを定める。

第69条 有限責任会社は、会社定款の規定に従い、董事会に董事により構成される監査委員会を置き、この法律所定の監事会の職権を行使させ、監事会又は監事を置かないことができる。会社董事会の成員中の従業員代表は、監査委員会の成員となることができる。

第70条 董事の任期は、会社定款がこれを定める。ただし、各任期は、3年を超えてはならない。董事の任期が満了した場合において、再選されたときは、再任することができる。

董事の任期が満了したのに適時に改選せず、又は董事が任期内に辞任して董事会の成員が法定人数を下回ることとなった場合には、改選して選出された董事が就任する前において、原董事は、なお法律、行政法規及び会社定款の規定により、董事としての職務を履行しなければならない。

董事は、辞任する場合には、書面により会社に通知しなければならない。会社が通知を受領した日に辞任が効力を生ずる。ただし、前項所定の事由が存在する場合には、董事は、継続して職務を履行しなければならない。

第71条 株主会は、董事の解任を決議することができ、決議がなされた日に解任が効力を生ずる。

正当な理由がなく、任期満了前に董事を解任する場合には、当該董事は、賠償をするよう会社に要求することができる。

第72条 董事会會議は、董事長がこれを招集し、及び主宰する。董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、副董事長が招集し、及び主宰する。副董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の董事が共同で1名の董事を推挙して招集させ、及び主宰させる。

第73条 董事会の議事方式及び表決手続については、この法律に定めのある場合を除き、会社定款が定める。

董事会會議は、過半数の董事が出席した場合に限り開催することができる。董事会は、決議をするにあたり、董事全体の過半数による採択を経なければならない。

董事会決議の表決は、1名1票としなければならない。

董事会は、審議した事項の決定について會議記録を作成しなければならない。會議に出席した董事は、會議記録に署名しなければならない。

第74条 有限責任会社は、総経理を置くことができ、董事会が選任又は解任を決定する。

総経理は、董事会に対し責任を負い、会社定款の規定又は董事会の授權に基づき職権を行使する。総経理は、董事会會議に列席する。

第75条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的小ない有限責任会社は、董事会を置かず、1名の董事を置き、この法律所定の董事会の職権を行使させることができる。当該董事は、会社の総経理を兼任することができる。

第76条 有限責任会社は、監事会を置く。ただし、第69条及び第83条に別段の定めのある場合を除く。

监事会成员为三人以上。监事会成员应当包括股东代表和适当比例的公司职工代表，其中职工代表的比例不得低于三分之一，具体比例由公司章程规定。监事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。

监事会设主席一人，由全体监事过半数选举产生。监事会主席召集和主持监事会会议；监事会主席不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的监事共同推举一名监事召集和主持监事会会议。

董事、高级管理人员不得兼任监事。

第77条 监事的任期每届为三年。监事任期届满，连选可以连任。

监事任期届满未及时改选，或者监事在任期内辞任导致监事会成员低于法定人数的，在改选出的监事就任前，原监事仍应当依照法律、行政法规和公司章程的规定，履行监事职务。

第78条 监事会行使下列职权：

- (一) 检查公司财务；
- (二) 对董事、高级管理人员执行职务的行为进行监督，对违反法律、行政法规、公司章程或者股东会决议的董事、高级管理人员提出解任的建议；
- (三) 当董事、高级管理人员的行为损害公司的利益时，要求董事、高级管理人员予以纠正；
- (四) 提议召开临时股东大会会议，在董事会不履行本法规定的召集和主持股东会会议职责时召集和主持股东会会议；
- (五) 向股东会会议提出提案；
- (六) 依照本法第一百八十九条的规定，对董事、高级管理人员提起诉讼；
- (七) 公司章程规定的其他职权。

第79条 监事可以列席董事会会议，并对董事会决议事项提出质询或者建议。

监事会发现公司经营情况异常，可以进行调查；必要时，可以聘请会计师事务所等协助其工作，费用由公司承担。

第80条 监事会可以要求董事、高级管理人员提交执行职务的报告。

董事、高级管理人员应当如实向监事会提供有关情况和资料，不得妨碍监事会或者监事行使职权。

第81条 监事会每年度至少召开一次会议，监事可以提议召开临时监事会会议。

监事会的议事方式和表决程序，除本法有规定的外，由公司章程规定。

监事会决议应当经全体监事的过半数通过。

监事会决议的表决，应当一人一票。

监事会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的监事应当在会议记录上签名。

第82条 监事会行使职权所必需的费用，由公司承担。

第83条 规模较小或者股东人数较少的有限责任公司，可以不设监事会，设一名监事，行使本法规定的监事会的职权；经全体股东一致同意，也可以不设监事。

第4章 有限责任公司的股权转让

第84条 有限责任公司的股东之间可以相互转让其全部或者部分股权。

股东向股东以外的人转让股权的，应当将股权转让的数量、价格、支付方式和期限等事项书面通知其他股东，其他股东在同等条件下有优先购买权。股东自接到书面通知之日起三十日内未答复的，视为放弃优先购买权。两个以上股东行使优先购买权的，协商确定各自的购买比例；协商不成的，按照转让时各自的出资比例行使优先购买权。

公司章程对股权转让另有规定的，从其规定。

监事会の成員は、3名以上とする。监事会の成員には株主の代表及び適当な比率の会社従業員代表を含まなければならない、そのうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならず、具体的な比率は会社定款がこれを定める。监事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する。

监事会は、主席1名を置き、監事全体の過半数によりこれを選挙して選出する。监事会主席は、监事会会議を招集し、及び主宰する。监事会主席が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の監事が共同で1名の監事を推挙して监事会会議を招集させ、及び主宰させる。

董事及び高級管理者は、監事を兼任してはならない。

第77条 監事の任期は、各期3年とする。監事の任期が満了した場合において、再選されたときは、再任することができる。

監事の任期が満了したのに適時に改選せず、又は監事が任期内に辞任して监事会の成員が法定人数を下回ることとなった場合には、改選して選出された監事が就任する前において、原監事は、なお法律、行政法規及び会社定款の規定により、監事としての職務を履行しなければならない。

第78条 监事会は、次に掲げる職権を行使する。

- (一) 会社の財務を検査すること。
- (二) 董事及び高級管理者による職務執行行為について監督をし、法律、行政法規、会社定款又は株主会決議に違反する董事及び高級管理者について解任の建議を提出すること。
- (三) 董事又は高級管理者の行為が会社の利益を損なった場合に、董事又は高級管理者に対し是正するよう要求すること。
- (四) 臨時株主会議の招集開催を提議し、董事会がこの法律所定の株主会議の招集及び主宰の職責を履行しない場合に、株主会議を招集し、及び主宰すること。
- (五) 株主会議に対し提案を提出すること。
- (六) 第189条の規定により、董事又は高級管理者について訴えを提起すること。
- (七) 会社定款所定のその他の職権

第79条 監事は、董事会會議に列席し、かつ、董事会決議事項について質問又は建議を提出することができる。

监事会は、会社の経営状況に異常があることを発見した場合には、調査をすることができる。必要である場合には、会計士事務所等を招請してその業務に協力させることができ、費用は、会社がこれを負担する。

第80条 监事会は、職務執行の報告を提出するよう董事及び高級管理者に要求することができる。

董事及び高級管理者は、监事会に対し関係する状況及び資料をありのままに提供しなければならない、監事会又は監事による職権の行使を妨害してはならない。

第81条 监事会は、各年度に少なくとも1回の会議を招集開催する。

監事は、臨時监事会會議の招集開催を提議することができる。

监事会の議事方式及び表决手続については、この法律に定めのある場合を除き、会社定款がこれを定める。

监事会決議は、監事全体の過半数による採択を経なければならない。

监事会決議の表决は、1名1票としなければならない。

监事会は、審議した事項の決定について会議記録を作成しなければならない、会議に出席した監事は、会議記録に署名しなければならない。

第82条 监事会が職権を行使するのに必要な費用は、会社がこれを負担する。

第83条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的小さい有限責任会社は、监事会を置かず、1名の監事を置き、この法律所定の监事会の職権を行使させることができる。株主全体の一致した同意を経て、監事を置かないこともできる。

第4章 有限責任会社の出資持分の譲渡

第84条 有限責任会社の株主の間においては、その出資持分の全部又は一部を相互に譲渡することができる。

株主は、株主以外の者に対し出資持分を譲渡する場合には、出資持分譲渡の数量、価格、支払方式及び期限等の事項を、書面により他の株主に通知しなければならない。他の株主は、同等の条件下において優先買取権を有する。株主が書面による通知を受領した日から30日以内に回答しない場合には、優先買取権を放棄したものとみなす。2名以上の株主が優先買取権を行使する場合には、各自の買取比率を協

第85条 人民法院依照法律规定的强制执行程序转让股东的股权时，应当通知公司及全体股东，其他股东在同等条件下有优先购买权。其他股东自人民法院通知之日起满二十日不行使优先购买权的，视为放弃优先购买权。

第86条 股东转让股权的，应当书面通知公司，请求变更股东名册；需要办理变更登记的，并请求公司向公司登记机关办理变更登记。公司拒绝或者在合理期限内不予答复的，转让人、受让人可以依法向人民法院提起诉讼。

股权转让的，受让人自记载于股东名册时起可以向公司主张行使股东权利。

第87条 依照本法转让股权后，公司应当及时注销原股东的出资证明书，向新股东签发出资证明书，并相应修改公司章程和股东名册中有关股东及其出资额的记载。对公司章程的该项修改不需再由股东会表决。

第88条 股东转让已认缴出资但未届出资期限的股权的，由受让人承担缴纳该出资的义务；受让人未按期足额缴纳出资的，转让人对受让人未按期缴纳的出资承担补充责任。

未按照公司章程规定的出资日期缴纳出资或者作为出资的非货币财产的实际价额显著低于所认缴的出资额的股东转让股权的，转让人与受让人在出资不足的范围内承担连带责任；受让人不知道且不当知道存在上述情形的，由转让人承担责任。

第89条 有下列情形之一的，对股东会该项决议投反对票的股东可以请求公司按照合理的价格收购其股权：

- (一) 公司连续五年不向股东分配利润，而公司该五年连续盈利，并且符合本法规定的分配利润条件；
- (二) 公司合并、分立、转让主要财产；
- (三) 公司章程规定的营业期限届满或者章程规定的其他解散事由出现，股东会通过决议修改章程使公司存续。

自股东会决议作出之日起六十日内，股东与公司不能达成股权收购协议的，股东可以自股东会决议作出之日起九十日内向人民法院提起诉讼。

公司的控股股东滥用股东权利，严重损害公司或者其他股东利益的，其他股东有权请求公司按照合理的价格收购其股权。

公司因本条第一款、第二款规定的情形收购的本公司股权，应当在六个月内依法转让或者注销。

第90条 自然人股东死亡后，其合法继承人可以继承股东资格；但是，公司章程另有规定的除外。

第5章 股份有限公司的设立和组织机构

第1節 設立

第91条 设立股份有限公司，可以采取发起设立或者募集设立的方式。

发起设立，是指由发起人认购设立公司时应发行的全部股份而设立公司。

募集设立，是指由发起人认购设立公司时应发行股份的一部分，其余股份向特定对象募集或者向社会公开募集而设立公司。

第92条 设立股份有限公司，应当有一人以上二百人以下发起人，其中应当有半数以上的发起人在中华人民共和国境内有住所。

議して確定する。協議が不調である場合には、譲渡時の各自の出資比率に従い優先買取権を行使する。

会社定款に出資持分の譲渡について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。

第85条 人民法院は、法律所定の強制執行手続により株主の出資持分を譲渡する場合には、会社及び株主全体に通知しなければならない。他の株主は、同等の条件下において、優先買取権を有する。他の株主が人民法院の通知の日から20日が経過しても優先買取権を行使しない場合には、優先買取権を放棄したものとみなす。

第86条 株主は、出資持分を譲渡した場合には、書面により会社に通知し、株主名簿の変更を請求しなければならない。変更登記を必要とする場合には、会社登記機関に対し変更登記を申請するよう併せて会社に請求しなければならない。会社が拒絶し、又は合理的期間内に回答をしない場合には、譲渡人及び譲受人は、法により人民法院に対し訴えを提起することができる。

出資持分が譲渡された場合には、譲受人は、株主名簿に記載された時から会社に対し株主としての権利の行使を主張することができる。

第87条 この法律により出資持分を譲渡した後において、会社は、遅滞なく原株主の出資証明書を抹消し、新たな株主に対し出資証明書を発行し、かつ、会社定款及び株主名簿中の関係する株主及びその出資額の記載を相応して変更しなければならない。会社定款の当該変更については、再度株主会が表決する必要がない。

第88条 株主が、既に出資の払込みを引き受けているけれども出資期限が到来していない出資持分を譲渡する場合には、譲受人が当該出資を払い込む義務を負う。譲受人が期限どおり満額により出資を払い込まない場合には、譲渡人は、譲受人が期限どおり払い込まなかった出資について補充責任を負う。

会社定款所定の出資日どおりに出資を払い込まず、又は出資とした非貨幣財産の実際の価額が払込みを引き受けた出資額を著しく下回った株主が出資持分を譲渡した場合には、譲渡人及び譲受人は、出資の不足する範囲内において連帯責任を負う。譲受人が上記事由の存在を知らず、かつ、知るべきでない場合には、譲渡人が責任を負う。

第89条 次に掲げる事由の1つがある場合には、株主会の当該決議について反対票を投じた株主は、会社に対し合理的な価格に従いその出資持分を買い受けるよう請求することができる。

(一) 会社が連続して5年にわたり株主に対し利益を分配していないのに、会社が当該5年に連続して利益を取得し、かつ、この法律所定の利益分配条件に適合するとき。

(二) 会社が合併し、分割し、又は主たる財産を譲渡するとき。

(三) 会社定款所定の営業期間が満了し、又は定款所定のその他の解散事由が出現した場合において、株主会が定款変更の決議を採択して会社を存続させるとき。

株主会決議がなされた日から60日以内に、株主が会社と出資持分買受合意を達成することができない場合には、株主は、株主会決議がなされた日から90日以内に人民法院に対し訴えを提起することができる。

会社の株式支配株主が株主としての権利を濫用し、会社又は他の株主の利益を重大に損なった場合には、他の株主は、会社に対し合理的な価格に従いその出資持分を買い受けるよう請求する権利を有する。

会社が第1項又は前項所定の事由により買い受けた自社の出資持分については、6か月以内に法により譲渡し、又は消却しなければならない。

第90条 自然人株主が死亡した後において、その適法な相続人は、株主としての資格を相続することができる。ただし、会社定款に別段の定めのある場合を除く。

第5章 株式有限会社の設立及び組織機構

第1節 設立

第91条 株式有限会社を設立するにあたっては、発起設立又は募集設立の方式を採用することができる。

「発起設立」とは、会社設立時に発行すべき株式の全部の購入を発起人が引き受けて会社を設立することをいう。

「募集設立」とは、会社設立時に発行すべき株式の一部の購入を発起人が引き受け、その余の株式について特定の対象に対し募集し、又は社会に対し公開して募集して会社を設立することをいう。

第92条 株式有限会社を設立するにあたっては、1名以上200名以下の発起人を有しなければならない。そのうちには、中華人民共和国の

第93条 股份有限公司发起人承担公司筹办事务。
发起人应当签订发起人协议，明确各自在公司设立过程中的权利和义务。

第94条 设立股份有限公司，应当由发起人共同制订公司章程。

第95条 股份有限公司章程应当载明下列事项：

- (一) 公司名称和住所；
- (二) 公司经营范围；
- (三) 公司设立方式；
- (四) 公司注册资本、已发行的股份数和设立时发行的股份数，面额的每股金额；
- (五) 发行类别股的，每一类别股的股份数及其权利和义务；
- (六) 发起人的姓名或者名称、认购的股份数、出资方式；
- (七) 董事会的组成、职权和议事规则；
- (八) 公司法定代表人的产生、变更办法；
- (九) 监事会的组成、职权和议事规则；
- (十) 公司利润分配办法；
- (十一) 公司的解散事由与清算办法；
- (十二) 公司的通知和公告办法；
- (十三) 股东会认为需要规定的其他事项。

第96条 股份有限公司的注册资本为在公司登记机关登记的已发行股份的股本总额。在发起人认购的股份缴足前，不得向他人募集股份。

法律、行政法规以及国务院决定对股份有限公司注册资本最低限额另有规定的，从其规定。

第97条 以发起设立方式设立股份有限公司的，发起人应当认足公司章程规定的公司设立时应发行的股份。

以募集设立方式设立股份有限公司的，发起人认购的股份不得少于公司章程规定的公司设立时应发行股份总数的百分之三十五；但是，法律、行政法规另有规定的，从其规定。

第98条 发起人应当在公司成立前按照其认购的股份全额缴纳股款。

发起人的出资，适用本法第四十八条、第四十九条第二款关于有限责任公司股东出资的规定。

第99条 发起人 not 按照其认购的股份缴纳股款，或者作为出资的非货币财产的实际价值显著低于所认购的股份的，其他发起人与该发起人在出资不足的范围内承担连带责任。

第100条 发起人向社会公开募集股份，应当公告招股说明书，并制作认股书。认股书应当载明本法第一百五十四条第二款、第三款所列事项，由认股人填写认购的股份数、金额、住所，并签名或者盖章。认股人应当按照所认购股份足额缴纳股款。

第101条 向社会公开募集股份的股款缴足后，应当经依法设立的验资机构验资并出具证明。

第102条 股份有限公司应当制作股东名册并置于公司。股东名册应当记载下列事项：

- (一) 股东的姓名或者名称及住所；
- (二) 各股东所认购的股份种类及股份数；
- (三) 发行纸面形式的股票的，股票的编号；
- (四) 各股东取得股份的日期。

第103条 募集设立股份有限公司的发起人应当自公司设立时应发行股份的股款缴足之日起三十日内召开公司成立大会。发起人应当在成立大会召开十五日前将会议日期通知各认股人或者予以公告。成立大会应当有持有表决权过半数的认股人出席，方可举行。

境内に住所を有する半数以上の発起人を有しなければならない。

第93条 株式有限会社の発起人は、会社の設立準備事務を引き受ける。

発起人は、発起人合意を締結し、会社の設立過程における各自の権利及び義務を明確にしなければならない。

第94条 株式有限会社を設立するにあたっては、発起人が共同で会社定款を立案しなければならない。

第95条 株式有限会社の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 会社の名称及び住所
- (二) 会社の経営範囲
- (三) 会社の設立方式
- (四) 会社の登録資本、発行済の株式数及び設立時に発行する株式数並びに額面株の1株当りの金額
- (五) 種類株を発行する場合には、各種類株の株式数並びにその権利及び義務
- (六) 発起人の氏名又は名称、購入を引き受ける株式数及び出资方式
- (七) 董事会の構成、職権及び議事規則
- (八) 会社の法定代表者の選出及び変更方法
- (九) 监事会の構成、職権及び議事規則
- (十) 会社の利益分配方法
- (十一) 会社の解散事由及び清算方法
- (十二) 会社の通知及び公告の方法
- (十三) 株主会において、定める必要があると認められたその他の事項

第96条 株式有限会社の登録資本は、会社登記機関において登記する発行済株式の株式資本総額とする。発起人が購入を引き受ける株式が満額により払い込まれる前においては、他人に対し株式を募集してはならない。

法律、行政法规及び国务院の決定に株式有限会社の登録資本最低限度額について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。

第97条 发起設立方式により株式有限会社を設立する場合には、発起人は、会社定款所定の会社設立時に発行すべき株式を全部引き受けなければならない。

募集設立方式により株式有限会社を設立する場合には、発起人が購入を引き受ける株式は、会社定款所定の会社設立時に発行すべき株式総数の100分の35を下回ってはならない。ただし、法律又は行政法规に別段の定めのある場合には、当該定めに従う。

第98条 発起人は、会社成立前に、その購入を引き受けた株式に応じて株金を全額払い込まなければならない。

発起人の出資には、有限責任会社の株主出資に関する第48条及び第49条第2項の規定を適用する。

第99条 発起人がその購入を引き受けた株式に応じて株金を払い込まず、又は出資とした非貨幣財産の実際の価額が購入を引き受けた株式を著しく下回る場合には、他の発起人及び当該発起人は、出資の不足する範囲内において連帯責任を負う。

第100条 発起人は、社会に対し株式を公開して募集する場合には、株式目録見書を公告し、かつ、株式申込書を作成しなければならない。株式申込書には、第154条第2項及び第3項に掲げる事項を記載し、株式引受人が、購入を引き受ける株式数、金額及び住所を記入し、かつ、署名し、又は押印しなければならない。株式引受人は、購入を引き受ける株式に応じて株金を満額により払い込まなければならない。

第101条 社会に対し公開して募集した株式の株金が満額により払い込まれた後には、法により設立された出資検査機構による出資検査及び証明の発行を経なければならない。

第102条 株式有限会社は、株主名簿を作成し、かつ、会社に備え置かなければならない。株主名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 株主の氏名又は名称及び住所
- (二) 各株主が購入を引き受けた株式の種類及び株式数
- (三) 紙面形式の株券を発行する場合には、株券の編成番号
- (四) 各株主が株式を取得した日

第103条 株式有限会社を募集設立する発起人は、会社設立時に発行すべき株式の株金が満額により払い込まれた日から30日以内に会社創立総会を招集開催しなければならない。発起人は、創立総会招集開催の15日前までに会議の期日を各株式引受人に通知し、又は公告を

以发起设立方式设立股份有限公司成立大会的召开和表决程序由公司章程或者发起人协议规定。

第104条 公司成立大会行使下列职权：

- (一) 审议发起人关于公司筹办情况的报告；
- (二) 通过公司章程；
- (三) 选举董事、监事；
- (四) 对公司的设立费用进行审核；
- (五) 对发起人非货币财产出资的作价进行审核；
- (六) 发生不可抗力或者经营条件发生重大变化直接影响公司设立的，可以作出不设立公司的决议。

成立大会对前款所列事项作出决议，应当经出席会议的认股人所持表决权过半数通过。

第105条 公司设立时应发行的股份未募足，或者发行股份的股款缴足后，发起人在三十日内未召开成立大会的，认股人可以按照所缴股款并加算银行同期存款利息，要求发起人返还。

发起人、认股人缴纳股款或者交付非货币财产出资后，除未按期募足股份、发起人未按期召开成立大会或者成立大会决议不设立公司的情形外，不得抽回其股本。

第106条 董事会应当授权代表，于公司成立大会结束后三十日内向公司登记机关申请设立登记。

第107条 本法第四十四条、第四十九条第三款、第五十一条、第五十二条、第五十三条的规定，适用于股份有限公司。

第108条 有限责任公司变更为股份有限公司时，折合的实收股本总额不得高于公司净资产额。有限责任公司变更为股份有限公司，为增加注册资本公开发行股份时，应当依法办理。

第109条 股份有限公司应当将公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议记录、监事会会议记录、财务会计报告、债券持有人名册置备于本公司。

第110条 股东有权查阅、复制公司章程、股东名册、股东会会议记录、董事会会议记录、监事会会议记录、财务会计报告，对公司的经营提出建议或者质询。

连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之三以上股份的股东要求查阅公司的会计账簿、会计凭证的，适用本法第五十七条第二款、第三款、第四款的规定。公司章程对持股比例有较低规定的，从其规定。

股东要求查阅、复制公司全资子公司相关材料的，适用前两款的规定。

上市公司股东查阅、复制相关材料的，应当遵守《中华人民共和国证券法》等法律、行政法规的规定。

第2節 股东会

第111条 股份有限公司股东会由全体股东组成。股东会是公司的权力机构，依照本法行使职权。

第112条 本法第五十九条第一款、第二款关于有限责任公司股东会职权的规定，适用于股份有限公司股东会。

本法第六十条关于只有一个股东的有限责任公司不设股东会的规定，适用于只有一个股东的股份有限公司。

第113条 股东会应当每年召开一次年会。有下列情形之一的，应当在两个月内召开临时股东大会会议：

- (一) 董事人数不足本法规定人数或者公司章程所定人数的三分之二；
- (二) 公司未弥补的亏损达股本总额三分之一时；
- (三) 单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东请求时；

しなければならない。創立総会は、議決権の過半数を保有する株式引受人の出席がある場合に限り、これを開催することができる。

發起設立方式により株式有限会社を設立する創立総会の招集開催及び表决手続は、会社定款又は発起人合意により定める。

第104条 会社創立総会は、次に掲げる職権を行使する。

- (一) 会社の設立準備状況に関する発起人の報告を審議すること。
- (二) 会社定款を採択すること。
- (三) 董事及び監事を選挙すること。
- (四) 会社の設立費用について審査確認をすること。
- (五) 発起人の非貨幣財産出資の価額評価について審査確認をすること。

(六) 不可抗力が発生し、又は経営条件に重大な変化が発生して会社の設立に直接に影響を及ぼす場合には、会社を設立しない旨の決議をすることができる。

創立総会は、前項に掲げる事項について決議をするにあたり、会議に出席した株式引受人が保有する議決権の過半数による採択を経なければならない。

第105条 会社設立時に発行すべき株式の募集が充足されず、又は発行される株式の株金が満額により払い込まれた後において発起人が30日以内に創立総会を招集開催しない場合には、株式引受人は、払い込んだ株金に従い、かつ、銀行の同一期間の預金利息を加算し、発起人に対し返還するよう要求することができる。

発起人及び株式引受人は、株金を払い込み、又は非貨幣財産出資を引き渡した後において、期限どおりに株式の募集が充足されず、発起人が期限どおりに創立総会を招集開催せず、又は創立総会が会社を設立しない旨を決議した場合を除き、その株式資本を引き揚げてはならない。

第106条 董事会は、代表に授權して会社創立総会の終了後30日以内に会社登記機関に対し設立登記を申請させなければならない。

第107条 第44条、第49条第3項、第51条、第52条及び第53条の規定は、株式有限会社に適用する。

第108条 有限責任会社が株式有限会社に変更される場合には、換算される払込済株式資本総額は、会社の純資産額を上回ってはならない。有限責任会社が株式有限会社に変更される場合において、登録資本を増加するため株式を公開発行するときは、法により取り扱わなければならない。

第109条 株式有限会社は、会社定款、株主名簿、株主会会議記録、董事会会議記録、監事会会議記録、財務会計報告及び債券保有者名簿を自社に備置置かなければならない。

第110条 株主は、会社定款、株主名簿、株主会会議記録、董事会会議決議、監事会会議決議及び財務会計報告を調査閲覧し、及び複製し、会社の経営について建議又は質問を提出する権利を有する。

連続して180日以上、単独で、又は合計して、会社の100分の3以上の株式を保有する株主が会社の会計帳簿及び会計証憑の調査閲覧を要求する場合には、第57条第2項から第4項の規定を適用する。会社定款に持株比率について、より低い定めがある場合には、当該定めに従う。

株主が会社の全出資子会社の関連資料の調査閲覧又は複製を要求する場合には、前二項の規定を適用する。

上場会社の株主は、関連資料を調査閲覧し、又は複製する場合には、「証券法」等の法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない。

第2節 株主会

第111条 株式有限会社の株主会は、株主全体により構成される。株主会は、会社の権力機構であり、この法律により職権を行使する。

第112条 有限責任会社の株主会の職権に関する第59条第1項及び第2項の規定は、株式有限会社の株主会に適用する。

株主が1名のみである有限責任会社に株主会を置かないことに関する第60条の規定は、株主が1名のみである株式有限会社に適用する。

第113条 株主会は、毎年1回年度会議を招集開催しなければならない。次に掲げる事由の1つがある場合には、2か月以内に臨時株主会議を招集開催しなければならない。

- (一) 董事の人数がこの法律所定の人数又は会社定款所定の人数の3分の2に満たないとき。
- (二) 会社が補填していない欠損が株式資本総額の3分の1に達

- (四) 董事会认为必要时;
- (五) 监事会提议召开时;
- (六) 公司章程规定的其他情形。

第114条 股东会会议由董事会召集，董事长主持；董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长主持；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事主持。

董事会不能履行或者不履行召集股东会会议职责的，监事会应当及时召集和主持；监事会不召集和主持的，连续九十日以上单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东可以自行召集和主持。

单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东请求召开临时股东大会会议的，董事会、监事会应当在收到请求之日起十日内作出是否召开临时股东大会会议的决定，并书面答复股东。

第115条 召开股东会会议，应当将会议召开的时间、地点和审议的事项于会议召开二十日前通知各股东；临时股东大会会议应当于会议召开十五日前通知各股东。

单独或者合计持有公司百分之十以上股份的股东，可以在股东会会议召开十日前提出临时提案并书面提交董事会。临时提案应当有明确议题和具体决议事项。董事会应当在收到提案后二日内通知其他股东，并将该临时提案提交股东会审议；但临时提案违反法律、行政法规或者公司章程的规定，或者不属于股东会职权范围的除外。公司不得提高提出临时提案股东的持股比例。

公开发行股份的公司，应当以公告方式作出前两款规定的通知。股东会不得对通知中未列明的事项作出决议。

第116条 股东出席股东会会议，所持每一股份有一表决权，类别股股东除外。公司持有的本公司股份没有表决权。

股东会作出决议，应当经出席会议的股东所持表决权过半数通过。

股东会作出修改公司章程、增加或者减少注册资本的决议，以及公司合并、分立、解散或者变更公司形式的决议，应当经出席会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。

第117条 股东会选举董事、监事，可以按照公司章程的规定或者股东会的决议，实行累积投票制。

本法所称累积投票制，是指股东会选举董事或者监事时，每一股份拥有与应选董事或者监事人数相同的表决权，股东拥有的表决权可以集中使用。

第118条 股东委托代理人出席股东会会议的，应当明确代理人代理的事项、权限和期限；代理人应当向公司提交股东授权委托书，并在授权范围内行使表决权。

第119条 股东会应当对所议事项的决定作成会议记录，主持人、出席会议的董事应当在会议记录上签名。会议记录应当与出席股东的签名册及代理出席的委托书一并保存。

第3節 董事会、经理

第120条 股份有限公司设董事会，本法第一百二十八条另有规定的除外。

本法第六十七条、第六十八条第一款、第七十条、第七十一条的规定，适用于股份有限公司。

第121条 股份有限公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置由董事组成的审计委员会，行使本法规定的监事会的职权，不设监事会或者监事。

したとき。

(三) 単独で、又は合計して、会社の100分の10以上の株式を保有する株主が請求したとき。

(四) 董事会が必要であると認めたとき。

(五) 监事会が召集開催を提議したとき。

(六) 会社定款所定のその他の事由

第114条 株主会議は、董事会が召集し、董事長が主宰する。董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、副董事長が主宰する。副董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の董事が共同で1名の董事を推挙して主宰させる。

董事会が株主会議召集の職責を履行することができず、又は履行しない場合には、監事会は、遅滞なく召集し、及び主宰しなければならない。監事会が召集せず、及び主宰しない場合には、連続して90日以上単独で、又は合計して、会社の100分の10以上の株式を保有する株主は、自ら召集し、及び主宰することができる。

単独で、又は合計して、会社の100分の10以上の株式を保有する株主が臨時株主会議の召集開催を請求する場合には、董事会及び監事会は、請求を受領した日から10日以内に臨時株主会議を召集開催するか否かの決定をし、かつ、書面により株主に回答しなければならない。

第115条 株主会議を召集開催するにあたっては、会議召集開催の時間、場所及び審議する事項を会議召集開催の20日前までに各株主に通知しなければならない。臨時株主会議については、会議召集開催の15日前までに各株主に通知しなければならない。

単独で、又は合計して、会社の100分の1以上の株式を保有する株主は、株主会議召集開催の10日前までに臨時提案を提出し、かつ、書面により董事会に提出することができる。臨時提案は、明確な議題及び具体的な決議事項を有しなければならない。董事会は、提案を受領した後2日以内に他の株主に通知し、かつ、当該臨時提案を株主会による審議に提出しなければならない。ただし、臨時提案が法律、行政法規若しくは会社定款の規定に違反し、又は株主会の職権の範囲に属しない場合を除く。会社は、臨時提案の提出にかかる株主の持株比率を引き上げてはならない。

株式を公開発行する会社は、公告方式により前二項所定の通知をしなければならない。

株主会は、通知に掲げられていない事項について決議をしてはならない。

第116条 株主が株主会議に出席するにあたっては、保有する1つの株式につき1つの議決権を有する。ただし、種類株の株主を除く。会社が保有する自社の株式には、議決権がない。

株主会は、決議をする場合には、会議に出席した株主が保有する議決権の過半数による採択を経なければならない。

株主会は、会社定款の変更及び登録資本の増加又は減少の決議並びに会社の合併、分割若しくは解散又は会社形式の変更の決議をする場合には、会議に出席した株主が保有する議決権の3分の2以上による採択を経なければならない。

第117条 株主会は、董事又は監事を選挙するにあたり、会社定款の規定又は株主会の決議に従い、累積投票制を実行することができる。

この法律において「累積投票制」とは、株主が董事又は監事を選挙する際に、選出されるべき董事又は監事の人数と同一の議決権を各株式が保有し、株主が保有する議決権を集中して使用することができることをいう。

第118条 株主は、代理人に委託して株主会議に出席させる場合には、代理人が代理する事項、権限及び期間を明確にしなければならない。代理人は、会社に対し株主の授權委託書を提出し、かつ、授權範囲内において議決権を行使しなければならない。

第119条 株主会は、審議した事項の決定について会議記録を作成しなければならない。主宰者及び会議に出席した董事は、会議記録に署名しなければならない。会議記録は、出席株主の署名簿及び代理出席にかかる委託書とともに、これを保存しなければならない。

第3節 董事会及び総経理

第120条 株式会社は、董事会を置く。ただし、第128条に別段の定めのある場合を除く。

第67条、第68条第1項、第70条及び第71条の規定は、株式有限会社に適用する。

第121条 株式会社は、会社定款の規定に従い、董事会に董事により構成される監査委員会を置き、この法律所定の監事会の職権を行使させ、監事会又は監事を置かないことができる。

审计委员会成员为三名以上，过半数成员不得在公司担任除董事以外的其他职务，且不得与公司存在任何可能影响其独立客观判断的关系。公司董事会成员中的职工代表可以成为审计委员会成员。

审计委员会作出决议，应当经审计委员会成员的过半数通过。

审计委员会决议的表决，应当一人一票。

审计委员会的议事方式和表决程序，除本法有规定的以外，由公司章程规定。

公司可以按照公司章程的规定在董事会中设置其他委员会。

第122条 董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长和副董事长由董事会以全体董事的过半数选举产生。

董事长召集和主持董事会会议，检查董事会决议的实施情况。副董事长协助董事长工作，董事长不能履行职务或者不履行职务的，由副董事长履行职务；副董事长不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的董事共同推举一名董事履行职务。

第123条 董事会每年度至少召开两次会议，每次会议应当于会议召开十日前通知全体董事和监事。

代表十分之一以上表决权的股东、三分之一以上董事或者监事会，可以提议召开临时股东大会。董事长应当自接到提议后十日内，召集和主持董事会会议。

董事会召开临时会议，可以另定召集董事会的通知方式和通知时限。

第124条 董事会会议应当有过半数的董事出席方可举行。董事会作出决议，应当经全体董事的过半数通过。

董事会决议的表决，应当一人一票。

董事会应当对决议事项的决定作成会议记录，出席会议的董事应当在会议记录上签名。

第125条 董事会会议，应当由董事本人出席；董事因故不能出席，可以书面委托其他董事代为出席，委托书应当载明授权范围。

董事应当对董事会的决议承担责任。董事会的决议违反法律、行政法规或者公司章程、股东会决议，给公司造成严重损失的，参与决议的董事对公司负赔偿责任；经证明在表决时曾表明异议并记载于会议记录的，该董事可以免除责任。

第126条 股份有限公司设经理，由董事会决定聘任或者解聘。

经理对董事会负责，根据公司章程的规定或者董事会的授权行使职权。经理列席董事会会议。

第127条 公司董事会可以决定由董事会成员兼任经理。

第128条 规模较小或者股东人数较少的股份有限公司，可以不设董事会，设一名董事，行使本法规定的董事会的职权。该董事可以兼任公司经理。

第129条 公司应当定期向股东披露董事、监事、高级管理人员从公司获得报酬的情况。

第4節 监事会

第130条 股份有限公司设监事会，本法第一百二十一条第一款、第一百三十三条另有规定的除外。

监事会成员为三人以上。监事会成员应当包括股东代表和适当比例的公司职工代表，其中职工代表的比例不得低于三分之一，具体比例由公司章程规定。监事会中的职工代表由公司职工通过职工代表大会、职工大会或者其他形式民主选举产生。

监事会设主席一人，可以设副主席。监事会主席和副主席由全体监事过半数选举产生。监事会主席召集和主持监事会会议；监事会主席不

監査委員会の成員は3名以上とし、過半数の成員は、会社において董事以外のその他の職務を担任してはならず、かつ、会社との間に自らの独立・客観的判断に影響するおそれがあるいかなる関係も存在してはならない。会社董事会の成員中の従業員代表は、監査委員会の成員となることができる。

監査委員会は、決議をするにあたり、監査委員会成員の過半数による採択を経なければならない。

監査委員会決議の表决は、1名1票としなければならない。

監査委員会の議事方式及び表決手続については、この法律に定めのある場合を除き、会社定款がこれを定める。

会社は、会社定款の規定に従い董事会に他の委員会を置くことができる。

第122条 董事会は、董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長は、董事会が董事全体の過半数によりこれを選挙して選出する。

董事長は、董事会会議を招集し、及び主宰し、董事会決議の実施状況を検査する。副董事長は、董事長の業務に協力し、董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、副董事長が職務を履行する。副董事長が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、過半数の董事が共同で1名の董事を推挙して職務を履行させる。

第123条 董事会は、各年度に少なくとも2回の会議を招集開催する。各回の会議については、会議招集開催の10日前までに董事及び監事の全体に通知しなければならない。

10分の1以上の議決権を代表する株主、3分の1以上の董事又は監事会は、臨時董事会会議の招集開催を提議することができる。董事長は、提議を受けた後10日以内に董事会会議を招集し、及び主宰しなければならない。

董事会は、臨時会議を招集開催するにあたり、董事会招集の通知方式及び通知期間を別途定めることができる。

第124条 董事会会議は、過半数の董事が出席した場合に限り開催することができる。董事会は、決議をするにあたり、董事全体の過半数による採択を経なければならない。

董事会決議の表决は、1名1票としなければならない。

董事会は、審議した事項の決定について会議記録を作成しなければならない。会議に出席した董事は、会議記録に署名しなければならない。

第125条 董事会会議については、董事本人が出席しなければならない。董事は、事情により出席することができない場合には、書面により他の董事に委託して代理出席させることができる。委託書には、授權範囲を記載しなければならない。

董事は、董事会の決議について責任を負わなければならない。董事会決議が法律、行政法規又は会社定款若しくは株主会決議に違反し、会社に重大な損失をもたらした場合には、決議に参加した董事は、会社に対し賠償責任を負う。表決の際に異議を表明したことの証明を経て、かつ、会議記録に記載されている場合には、当該董事は、責任を免除されることができる。

第126条 株式会社は、総経理を置き、董事会が選任又は解任を決定する。

総経理は、董事会に対し責任を負い、会社定款の規定又は董事会の授權に基づき職権を行使する。総経理は、董事会会議に列席する。

第127条 会社董事会は、董事会の成員が総経理を兼任する旨を決定することができる。

第128条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的小さい株式会社は、董事会を置かず、1名の董事を置き、この法律所定の董事会の職権を行使させることができる。当該董事は、会社の総経理を兼任することができる。

第129条 会社は、定期に株主に対し董事、監事及び高級管理者が会社から報酬を取得する状況を開示しなければならない。

第4節 監事会

第130条 株式会社は、監事会を置く。ただし、第121条第1項及び第133条に別段の定めのある場合を除く。

監事会の成員は、3名以上とする。監事会の成員には株主の代表及び適当な比率の会社従業員代表を含まなければならない。そのうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならず、具体的な比率は会社定款がこれを定める。監事会中の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会その他の形式を通じて民主的にこれを選挙して選出する。

能履行职务或者不履行职务的，由监事会副主席召集和主持监事会会议；监事会副主席不能履行职务或者不履行职务的，由过半数的监事共同推举一名监事召集和主持监事会会议。

董事、高级管理人员不得兼任监事。

本法第七十七条关于有限责任公司监事任期的规定，适用于股份有限公司监事。

第131条 本法第七十八条至第八十条的规定，适用于股份有限公司监事会。

监事会行使职权所必需的费用，由公司承担。

第132条 监事会每六个月至少召开一次会议。监事可以提议召开临时监事会会议。

监事会的议事方式和表决程序，除本法有规定的外，由公司章程规定。

监事会决议应当经全体监事的过半数通过。

监事会决议的表决，应当一人一票。

监事会应当对所议事项的决定作成会议记录，出席会议的监事应当在会议记录上签名。

第133条 规模较小或者股东人数较少的股份有限公司，可以不设监事会，设一名监事，行使本法规定的监事会的职权。

第5節 上市公司组织机构的特别规定

第134条 本法所称上市公司，是指其股票在证券交易所上市交易的股份有限公司。

第135条 a上市公司在一年内购买、出售重大资产或者向他人提供担保的金额超过公司资产总额百分之三十的，应当由股东会作出决议，并经出席会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。

第136条 上市公司设独立董事，具体管理办法由国务院证券监督管理机构规定。

上市公司的公司章程除载明本法第九十五条规定的事项外，还应当依照法律、行政法规的规定载明董事会专门委员会的组成、职权以及董事、监事、高级管理人员薪酬考核机制等事项。

第137条 上市公司在董事会中设置审计委员会的，董事会对下列事项作出决议前应当经审计委员会全体成员过半数通过：

- (一) 聘用、解聘承办公司审计业务的会计师事务所；
- (二) 聘任、解聘财务负责人；
- (三) 披露财务会计报告；
- (四) 国务院证券监督管理机构规定的其他事项。

第138条 上市公司设董事会秘书，负责公司股东大会和董事会会议的筹备、文件保管以及公司股东资料的管理，办理信息披露事务等事宜。

第139条 上市公司董事与董事会会议决议事项所涉及的企业或者个人有关联关系的，该董事应当及时向董事会书面报告。有关联关系的董事不得对该项决议行使表决权，也不得代理其他董事行使表决权。该董事会会议由过半数的无关联关系董事出席即可举行，董事会会议所作决议须经无关联关系董事过半数通过。出席董事会会议的无关联关系董事人数不足三人的，应当将该事项提交上市公司股东大会审议。

第140条 上市公司应当依法披露股东、实际控制人的信息，相关信息应当真实、准确、完整。

禁止违反法律、行政法规的规定代持上市公司股票。

监事会是，主席1名を置くものとし、副主席を置くことができる。监事会の主席及び副主席については、監事全体の過半数によりこれを選挙して選出する。监事会主席は、监事会会議を招集し、及び主宰する。监事会主席が職務を履行することができず、又は職務を履行しない場合には、监事会の副主席が监事会会議を招集し、及び主宰する。监事会の副主席が職務を履行することができず、又は職務を履行しないときは、過半数の監事が共同で1名の監事を推挙して监事会会議を招集させ、及び主宰させる。

董事及び高級管理者は、監事を兼任してはならない。

有限責任会社の監事の任期に関する第77条の規定は、株式有限会社の監事に適用する。

第131条 第78条から第80条の規定は、株式有限会社の监事会に適用する。

监事会が職権を行使するのに必要な費用は、会社がこれを負担する。

第132条 监事会は、6か月ごとに少なくとも1回会議を招集開催する。監事は、臨時監事会会議の招集開催を提議することができる。

监事会の議事方式及び表决手続については、この法律に定めのある場合を除き、会社定款がこれを定める。

监事会決議は、監事全体の過半数による採択を経なければならない。

监事会決議の表決は、1名1票としなければならない。

监事会は、審議した事項の決定について会議記録を作成しなければならない。会議に出席した監事は、会議記録に署名しなければならない。

第133条 規模が比較的小さく、又は株主の人数が比較的小さい株式有限会社は、监事会を置かず、1名の監事を置き、この法律所定の監事会の職権を行使させることができる。

第5節 上場会社の組織機構の特別規定

第134条 この法律において「上場会社」とは、その株券が証券取引所において上場取引される株式有限会社をいう。

第135条 上場会社が1年内において重大な資産を購入し、若しくは売却し、又は他人に対し提供する担保の金額が会社の資産総額の100分の30を超える場合には、株主会が決議をし、かつ、会議に出席した株主の保有する議決権の3分の2以上による採択を経なければならない。

第136条 上場会社は、独立董事を置き、具体的な管理弁法は、国务院の証券監督管理機構がこれを定める。

上場会社の会社定款には、第95条所定の事項を記載するほか、更に法律及び行政法規の規定により董事会専門委員会の構成及び職権並びに董事、監事及び高級管理者の報酬考査メカニズム等の事項を記載しなければならない。

第137条 上場会社が董事会に監査委員会を置く場合には、董事会は、次に掲げる事項について決議をする前に、監査委員会の成員全体の過半数による採択を経なければならない。

- (一) 会社の会計監査業務を引き受ける会計士事務所を任用し、又は解任するとき。
- (二) 財務責任者を選任し、又は解任するとき。
- (三) 財務会計報告を開示するとき。
- (四) 国务院の証券監督管理機構が定めるその他の事項

第138条 上場会社は、董事会秘書を置き、会社の株主会及び董事会会議の準備、文書保管並びに会社の株主の資料の管理に責任を負わせ、情報開示事務等の事項を取り扱わせる。

第139条 上場会社の董事が董事会会議の決議事項のかかわる企業又は個人と関連関係を有する場合には、当該董事は、遅滞なく董事会に対し書面により報告しなければならない。関連関係を有する董事は、当該決議に対し議決権を行使してはならず、また、他の董事を代理して議決権を行使してはならない。当該董事会会議については、関連関係がない過半数の董事が出席すれば、開催することができる。董事会会議がする決議については、必ず、関連関係がない董事の過半数による採択を経なければならない。董事会会議に出席した関連関係がない董事の人数が3名を下回る場合には、当該事項を上場会社の株主会による審議に提出しなければならない。

第140条 上場会社は、法により株主及び実際支配者の情報を開示しなければならない。関連情報は、真実、正確かつ完全でなければならない。

第141条 上市公司控股子公司不得取得该上市公司的股份。

上市公司控股子公司因公司合并、质权行使等原因持有上市公司股份的，不得行使所持股份对应的表决权，并应当及时处分相关上市公司股份。

第6章 股份有限公司的股份发行和转让

第1節 股份发行

第142条 公司的资本划分为股份。公司的全部股份，根据公司章程的规定择一采用面额股或者无面额股。采用面额股的，每一股的金额相等。

公司可以根据公司章程的规定将已发行的面额股全部转换为无面额股或者将无面额股全部转换为面额股。

采用无面额股的，应当将发行股份所得股款的二分之一以上计入注册资本。

第143条 股份的发行，实行公平、公正的原则，同类别的每一股份应当具有同等权利。

同次发行的同类别股份，每股的发行条件和价格应当相同；认购人所认购的股份，每股应当支付相同价额。

第144条 公司可以按照公司章程的规定发行下列与普通股权利不同的类别股：

- (一) 优先或者劣后分配利润或者剩余财产的股份；
- (二) 每一股的表决权数多于或者少于普通股的股份；
- (三) 转让须经公司同意等转让受限的股份；
- (四) 国务院规定的其他类别股。

公开发行股份的公司不得发行前款第二项、第三项规定的类别股；公开发行前已发行的除外。

公司发行本条第一款第二项规定的类别股的，对于监事或者审计委员会成员的选举和更换，类别股与普通股每一股的表决权数相同。

第145条 发行类别股的公司，应当在公司章程中载明以下事项：

- (一) 类别股分配利润或者剩余财产的顺序；
- (二) 类别股的表决权数；
- (三) 类别股的转让限制；
- (四) 保护中小股东权益的措施；
- (五) 股东会认为需要规定的其他事项。

第146条 发行类别股的公司，有本法第一百一十六条第三款规定的事项等可能影响类别股股东权利的，除应当依照第一百一十六条第三款的规定经股东会决议外，还应当经出席类别股股东会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。

公司章程可以对需经类别股股东会议决议的其他事项作出规定。

第147条 公司的股份采取股票的形式。股票是公司签发的证明股东所持股份的凭证。

公司发行的股票，应当为记名股票。

第148条 面额股股票的发行价格可以按票面金额，也可以超过票面金额，但不得低于票面金额。

第149条 股票采用纸面形式或者国务院证券监督管理机构规定的其他形式。

股票采用纸面形式的，应当载明下列主要事项：

- (一) 公司名称；
- (二) 公司成立日期或者股票发行的时间；
- (三) 股票种类、票面金额及代表的股份数，发行无面额股的，股票代表的股份数。

股票采用纸面形式的，还应当载明股票的编号，由法定代表人签名，公司盖章。

发起人股票采用纸面形式的，应当标明发起人股票字样。

法律及行政法规的规定に違反して上場会社の株券を代理保有することは、これを禁止する。

第141条 上場会社の株式支配子会社は、当該上場会社の株式を取得してはならない。

上場会社の株式支配子会社は、会社の合併、質権行使等の原因により上場会社の株式を保有する場合には、保有する株式に対応する議決権を行使してはならず、かつ、遅滞なく関連する上場会社の株式を処分しなければならない。

第6章 株式有限会社の株式の発行及び譲渡

第1節 株式の発行

第142条 会社の資本は、株式に分けられる。会社の株式の全部は、会社定款の規定に基づき、額面株又は無額面株の1つを選択して採用する。額面株を採用する場合には、1株あたりの金額は、等しい。

会社は、会社定款の規定に基づき発行済みの額面株の全部を無額面株に転換し、又は無額面株の全部を額面株に転換することができる。

無額面株を採用する場合には、株式発行により得る株金の2分の1以上を登録資本に算入しなければならない。

第143条 株式の発行については、公平かつ公正の原則を実行する。同一種類の各株式は、同等の権利を有しなければならない。

同一日に発行される同一種類の株式について、各株の発行条件及び価格は、同一でなければならない。購入予約者が購入を引き受ける株式については、各株につき同一の価額を支払わなければならない。

第144条 会社は、会社定款の規定に従い普通株の権利とは異なる次に掲げる種類株を発行することができる。

- (一) 利益又は残余財産を優先して、又は劣後して分配する株式
- (二) 1株あたりの議決権数が普通株より多く、又は少ない株式
- (三) 譲渡につき必ず会社の同意を経るべき等の、譲渡につき制限を受ける株式
- (四) 国务院が定めるその他の種類株

株式を公開発行する会社は、前項第(二)号及び第(三)号所定の種類株を発行してはならない。ただし、公開発行前に既に発行している場合を除く。

会社が第1項第(二)号所定の種類株を発行する場合には、監事又は監査委員会の成員の選挙及び交代について、種類株と普通株との1株あたりの議決権数は、同一である。

第145条 種類株を発行する会社は、会社定款に次の事項を記載しなければならない。

- (一) 種類株につき利益又は残余財産を分配する順位
- (二) 種類株の議決権数
- (三) 種類株の譲渡制限
- (四) 中小株主の権益を保護する措置
- (五) 株主会において、定める必要があると認められたその他の事項

第146条 種類株を発行する会社は、第116条第3項所定の事項等があり、種類株の株主の権利に影響するおそれがある場合には、第116条第3項の規定により株主会決議を経るべきほか、更に、種類株の株主会議に出席した株主の保有する議決権の3分の2以上による採択を経なければならない。

会社定款は、種類株の株主会議の決議を経る必要があるその他の事項について規定をすることができる。

第147条 会社の株式には、株券の形式を採用する。株券は、会社が発行する、株主が保有する株式を証明する証憑である。

会社が発行する株券は、記名株券でなければならない。

第148条 額面株券の発行価格については、券面額に従うことができ、また、券面額を超えることもできる。ただし、券面額を下回ってはならない。

第149条 株券については、紙面形式又は国务院の証券監督管理機構所定のその他の形式を採用する。

株券に紙面形式を採用する場合には、次に掲げる主たる事項を記載しなければならない。

- (一) 会社の名称
- (二) 会社の成立日又は株券発行の時
- (三) 株券の種類、券面額及び代表する株式数。無額面株を発行する場合には、株券が代表する株式数

株券に紙面形式を採用する場合には、更に株券の編成番号を記載し、法定代表者が署名し、会社が押印しなければならない。

第150条 股份有限公司成立后，即向股东正式交付股票。公司成立前不得向股东交付股票。

第151条 公司发行新股，股东会应当对下列事项作出决议：
 (一) 新股种类及数额；
 (二) 新股发行价格；
 (三) 新股发行的起止日期；
 (四) 向原有股东发行新股的种类及数额；
 (五) 发行无面额股的，新股发行所得股款计入注册资本的金额。
 公司发行新股，可以根据公司经营情况和财务状况，确定其作价方案。

第152条 公司章程或者股东会可以授权董事会在三年内决定发行不超过已发行股份百分之五十的股份。但以非货币财产作价出资的应当经股东会决议。

董事会依照前款规定决定发行股份导致公司注册资本、已发行股份数发生变化的，对公司章程该项记载事项的修改不需再由股东会表决。

第153条 公司章程或者股东会授权董事会决定发行新股的，董事会决议应当经全体董事三分之二以上通过。

第154条 公司向社会公开募集股份，应当经国务院证券监督管理机构注册，公告招股说明书。

招股说明书应当附有公司章程，并载明下列事项：

(一) 发行的股份总数；
 (二) 面额股的票面金额和发行价格或者无面额股的发行价格；
 (三) 募集资金的用途；
 (四) 认股人的权利和义务；
 (五) 股份种类及其权利和义务；
 (六) 本次募股的起止日期及逾期未募足时认股人可以撤回所认股份的说明。

公司设立时发行股份的，还应当载明发起人认购的股份数。

第155条 公司向社会公开募集股份，应当由依法设立的证券公司承销，签订承销协议。

第156条 公司向社会公开募集股份，应当同银行签订代收股款协议。
 代收股款的银行应当按照协议代收和保存股款，向缴纳股款的认股人出具收款单据，并负有向有关部门出具收款证明的义务。
 公司发行股份募足股款后，应予公告。

第2節 股份转让

第157条 股份有限公司的股东持有的股份可以向其他股东转让，也可以向股东以外的人转让；公司章程对股份转让有限制的，其转让按照公司章程的规定进行。

第158条 股东转让其股份，应当在依法设立的证券交易所进行或者按照国务院规定的其他方式进行。

第159条 股票的转让，由股东以背书方式或者法律、行政法规规定的其他方式进行；转让后由公司将受让人的姓名或者名称及住所记载于股东名册。

股东会会议召开前二十日内或者公司决定分配股利的基准日前五日内，不得变更股东名册。法律、行政法规或者国务院证券监督管理机构对上市公司股东名册变更另有规定的，从其规定。

发起人 発起人の株券に紙面形式を採用する場合には、発起人株券という文字を表示しなければならない。

第150条 株式有限会社の成立後においては、直ちに株主に対し株券を正式に引き渡す。会社が成立する前においては、株主に対し株券を引き渡してはならない。

第151条 会社が新株を発行するにあたり、株主会は、次に掲げる事項について決議をしなければならない。

(一) 新株の種類及び数量
 (二) 新株発行価格
 (三) 新株発行の開始・終了日
 (四) 既存の株主に対し発行する新株の種類及び数量
 (五) 無額面株を発行する場合には、新株発行により得る株金を登録資本の金額に算入する。

会社は、新株を発行するにあたり、会社の経営状況及び財務状況に基づき、その価格決定方案を確定することができる。

第152条 会社定款又は株主会は、董事会に授權して、発行済株式の100分の50を超えない株式を発行することを3年以内に決定させることができる。ただし、非貨幣財産を価額評価して出資する場合には、株主会決議を経なければならない。

董事会が前項の規定により株式発行を決定したことにより会社の登録資本又は発行済株式数に変化が発生した場合には、会社定款の当該記載事項の変更については、再び株主会が表決する必要がない。

第153条 会社定款又は株主会の授權により董事会が新株の発行を決定する場合には、董事会決議は、董事全体の3分の2以上による採択を経なければならない。

第154条 会社は、社会に対し株式を公開して募集するにあたり、国务院の証券監督管理機構の登録を経て、株式目論見書を公告しなければならない。

株式目論見書には、会社定款を添付し、かつ、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(一) 発行する株式総数
 (二) 額面株の券面額及び発行価格又は無額面株の発行価格
 (三) 募集資金の用途
 (四) 株式引受人の権利及び義務
 (五) 株式の種類並びにその権利及び義務

(六) 当該回の株式募集の開始・終了日及び期間を経過しても募集が充足されない場合において、株式引受人が引き受けた株式を撤回することができる旨の説明

会社設立時に株式を発行する場合には、更に、発起人が購入を引き受ける株式数を記載しなければならない。

第155条 会社が社会に対し株式を公開して募集するにあたっては、法により設立される証券会社が販売を引き受け、販売引受合意を締結しなければならない。

第156条 会社は、社会に対し株式を公開して募集するにあたり、銀行と株金代理收受合意を締結しなければならない。

株金を代理收受する銀行は、合意に従い株金を代理收受し、及び保存し、株金を払い込む株式引受人に対し金銭受領証を発行しなければならない。かつ、関係部門に対し金銭受領証明を発行する義務を負う。

会社は、株式を発行して株金の募集が充足した後に、公告をしなければならない。

第2節 株式の譲渡

第157条 株式有限会社の株主が保有する株式は、他の株主に対し譲渡することができ、また、株主以外の者に対し譲渡することもできる。会社定款に株式譲渡について制限がある場合には、その譲渡は、会社定款の規定に従う。

第158条 株主は、その株式を譲渡するにあたり、法により設立される証券取引場所において行い、又は国务院所定のその他の方式に従い行わなければならない。

第159条 株券の譲渡については、株主が裏書方式又は法律若しくは行政法規所定のその他の方式により行う。譲渡した後は、会社が譲受人の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載する。

株主会会議の招集開催前20日内又は会社が配当の分配を決定する基準日前5日内においては、株主名簿を変更してはならない。上場会社の株主名簿変更について法律、行政法規又は国务院の証券監督管理機構に別段の定めのある場合には、当該定めに従う。

第160条 公司公开发行股份前已发行的股份，自公司股票在证券交易所上市交易之日起一年内不得转让。法律、行政法规或者国务院证券监督管理机构对上市公司的股东、实际控制人转让其所持有的本公司股份另有规定的，从其规定。

公司董事、监事、高级管理人员应当向公司申报所持有的本公司的股份及其变动情况，在就任时确定的任职期间每年转让的股份不得超过其所持有本公司股份总数的百分之二十五；所持本公司股份自公司股票上市交易之日起一年内不得转让。上述人员离职后半年内，不得转让其所持有的本公司股份。公司章程可以对公司董事、监事、高级管理人员转让其所持有的本公司股份作出其他限制性规定。

股份在法律、行政法规规定的限制转让期限内出质的，质权人不得在限制转让期限内行使质权。

第161条 有下列情形之一的，对股东会该项决议投反对票的股东可以请求公司按照合理的价格收购其股份，公开发行股份的公司除外：

(一) 公司连续五年不向股东分配利润，而公司该五年连续盈利，并且符合本法规定的分配利润条件；

(二) 公司转让主要财产；

(三) 公司章程规定的营业期限届满或者章程规定的其他解散事由出现，股东会通过决议修改章程使公司存续。

自股东会决议作出之日起六十日内，股东与公司不能达成股份收购协议的，股东可以自股东会决议作出之日起九十日内向人民法院提起诉讼。

公司因本条第一款规定的情形收购的本公司股份，应当在六个月内依法转让或者注销。

第162条 公司不得收购本公司股份。但是，有下列情形之一的除外：

(一) 减少公司注册资本；

(二) 与持有本公司股份的其他公司合并；

(三) 将股份用于员工持股计划或者股权激励；

(四) 股东因对股东会作出的公司合并、分立决议持异议，要求公司收购其股份；

(五) 将股份用于转换公司发行的可转换为股票的公司债券；

(六) 上市公司为维护公司价值及股东权益所必需。

公司因前款第一项、第二项规定的情形收购本公司股份的，应当经股东会决议；公司因前款第三项、第五项、第六项规定的情形收购本公司股份的，可以按照公司章程或者股东会的授权，经三分之二以上董事出席的董事会会议决议。

公司依照本条第一款规定收购本公司股份后，属于第一项情形的，应当自收购之日起十日内注销；属于第二项、第四项情形的，应当在六个月内转让或者注销；属于第三项、第五项、第六项情形的，公司合计持有的本公司股份数不得超过本公司已发行股份总数的百分之十，并应当在三年内转让或者注销。

上市公司收购本公司股份的，应当依照《中华人民共和国证券法》的规定履行信息披露义务。上市公司因本条第一款第三项、第五项、第六项规定的情形收购本公司股份的，应当通过公开的集中交易方式进行。

公司不得接受本公司的股份作为质权的标的。

第163条 公司不得为他人取得本公司或者其母公司的股份提供赠与、借款、担保以及其他财务资助，公司实施员工持股计划的除外。

为公司利益，经股东会决议，或者董事会按照公司章程或者股东会的授权作出决议，公司可以为他人取得本公司或者其母公司的股份提供财务资助，但财务资助的累计总额不得超过已发行股本总额的百分之十。董事会作出决议应当经全体董事的三分之二以上通过。

违反前两款规定，给公司造成损失的，负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。

第160条 会社が株式を公開発行する前に既に発行していた株式は、会社の株券が証券取引所において上場取引される日から1年内はこれを譲渡してはならない。上場会社の株主又は実際支配者が自らの保有する当該会社の株式を譲渡することについて法律、行政法规又は国务院の証券監督管理機構に別段の定めのある場合には、当該定めに従う。

会社の董事、監事及び高級管理者は、保有する自社の株式及びその変動状況を会社に対し申告しなければならない。就任の際に確定された、職務就任期間において毎年譲渡する株式はその者が保有する自社の株式総数の100分の25を超えてはならず、保有する自社の株式は会社の株券が上場取引される日から1年内はこれを譲渡してはならない。上記の者は、離職した後半年内において、その保有する自社の株式を譲渡してはならない。会社定款は、会社の董事、監事及び高級管理者によるその保有する自社の株式の譲渡についてその他の制限的規定をすることができる。

株式が法律及び行政法规所定の譲渡制限期間内に質入れされた場合には、質権者は、譲渡制限期間内に質権を行使してはならない。

第161条 次に掲げる事由の1つがある場合には、株主会の当該決議について反対票を投じた株主は、会社に対し合理的な価格に従いその株式を買い受けるよう請求することができる。ただし、株式を公開発行する会社を除く。

(一) 会社が連続して5年にわたり株主に対し利益を分配していないのに、会社が当該5年に連続して利益を取得し、かつ、この法律所定の利益分配条件に適合するとき。

(二) 会社が主たる財産を譲渡するとき。

(三) 会社定款所定の営業期間が満了し、又は定款所定のその他の解散事由が出現した場合において、株主会が定款変更の決議を採択して会社を存続させるとき。

株主会決議がなされた日から60日以内に、株主が会社と株式買受合意を達成することができない場合には、株主は、株主会決議がなされた日から90日以内に人民法院に対し訴えを提起することができる。

会社が第1項所定の事由により買い受けた自社の株式については、6か月以内に法により譲渡し、又は消却しなければならない。

第162条 会社は、自社の株式を買い受けてはならない。ただし、次に掲げる事由の1つがある場合を除く。

(一) 会社の登録資本を減少させるとき。

(二) 自社の株式を保有するその他の会社と合併するとき。

(三) 株式を従業員の持株計画又はストックインセンティブに用いるとき。

(四) 株主が、株主会が出した会社の合併又は分割の決議に対し異議を有することにより、会社に対し自身の株式の買取りを要求したとき。

(五) 株式を会社の発行する、株券への転換が可能な社債への転換に用いるとき。

(六) 上場会社が会社の価値及び株主の権益を維持保護するのに必要であるとき。

会社が前項第(一)号又は第(二)号所定の事由により自社の株式を買い受ける場合には、株主会決議を経なければならない。会社が前項第(三)号、第(五)号又は第(六)号所定の事由により自社の株式を買い受ける場合には、会社定款又は株主会の授權に従い、3分の2以上の董事が出席する董事会会議による決議を経ることができる。

会社は、第1項の規定により自社の株式を買い受けた後に、第(一)号の事由に属する場合には、買受けの日から10日以内に消却しなければならない。第(二)号又は第(四)号の事由に属する場合には、6か月以内に譲渡し、又は消却しなければならない。第(三)号、第(五)号又は第(六)号の事由に属する場合には、会社が合計して保有する自社の株式数は、自社の発行済株式総数の100分の10を超えてはならず、かつ、3年内に譲渡し、又は消却しなければならない。

上場会社は、自社の株式を買い受ける場合には、「証券法」の規定により情報開示義務を履行しなければならない。上場会社は、第1項第(三)号、第(五)号又は第(六)号所定の事由により自社の株式を買い受ける場合には、公開された集中取引の方式を通じて実施しなければならない。

会社は、自社の株式を質権の目的物として受け入れてはならない。

第163条 会社は、他人が自社又はその親会社の株式を取得するため贈与、借入、担保その他の財務資金援助を提供してはならない。ただし、会社が従業員持株計画を実施する場合を除く。

会社の利益のため、株主会決議、又は董事会が会社定款又は株主会の授權に従い決議をすることを経て、会社は、他人が自社又はその親会社の株式を取得するため財務資金援助を提供することができる。ただし、財務資金援助の累計総額は、発行済株式資本総額の100分の10を超えてはならない。董事会は、決議をするにあたり、董事全体の3分の2以上による採択を経なければならない。

第164条 股票被盗、遗失或者灭失，股东可以依照《中华人民共和国民事诉讼法》规定的公示催告程序，请求人民法院宣告该股票失效。人民法院宣告该股票失效后，股东可以向公司申请补发股票。

第165条 上市公司的股票，依照有关法律、行政法规及证券交易所交易规则上市交易。

第166条 上市公司应当依照法律、行政法规的规定披露相关信息。

第167条 自然人股东死亡后，其合法继承人可以继承股东资格；但是，股份转让受限的股份有限公司的章程另有规定的除外。

第7章 国家出资公司组织机构的特别规定

第168条 国家出资公司的组织机构，适用本章规定；本章没有规定的，适用本法其他规定。

本法所称国家出资公司，是指国家出资的国有独资公司、国有资本控股公司，包括国家出资的有限责任公司、股份有限公司。

第169条 国家出资公司，由国务院或者地方人民政府分别代表国家依法履行出资人职责，享有出资人权益。国务院或者地方人民政府可以授权国有资产监督管理机构或者其他部门、机构代表本级人民政府对国家出资公司履行出资人职责。

代表本级人民政府履行出资人职责的机构、部门，以下统称为履行出资人职责的机构。

第170条 国家出资公司中中国共产党的组织，按照中国共产党章程的规定发挥领导作用，研究讨论公司重大经营管理事项，支持公司的组织机构依法行使职权。

第171条 国有独资公司章程由履行出资人职责的机构制定。

第172条 国有独资公司不设股东会，由履行出资人职责的机构行使股东会职权。履行出资人职责的机构可以授权公司董事会行使股东会的部分职权，但公司章程的制定和修改，公司的合并、分立、解散、申请破产，增加或者减少注册资本，分配利润，应当由履行出资人职责的机构决定。

第173条 国有独资公司的董事会依照本法规定行使职权。

国有独资公司的董事会成员中，应当过半数为外部董事，并应当有公司职工代表。

董事会成员由履行出资人职责的机构委派；但是，董事会成员中的职工代表由公司职工代表大会选举产生。

董事会设董事长一人，可以设副董事长。董事长、副董事长由履行出资人职责的机构从董事会成员中指定。

第174条 国有独资公司的经理由董事会聘任或者解聘。

经履行出资人职责的机构同意，董事会成员可以兼任经理。

第175条 国有独资公司的董事、高级管理人员，未经履行出资人职责的机构同意，不得在其他有限责任公司、股份有限公司或者其他经济组织兼职。

第176条 国有独资公司在董事会中设置由董事组成的审计委员会行使本法规定的监事会职权的，不设监事会或者监事。

第177条 国家出资公司应当依法建立健全内部监督管理和风险控制制度，加强内部合规管理。

前二項の規定に違反し、会社に損失をもたらした場合には、責任を負う董事、監事及び高級管理者は、賠償責任を負わなければならない。

第164条 株券が窃取され、遺失し、又は滅失した場合には、株主は、「民事訴訟法」所定の公示催告手続により、人民法院に対し当該株券の失効を宣告するよう請求することができる。人民法院が当該株券の失効を宣告した後に、株主は、会社に対し株券の補足発行を申請することができる。

第165条 上場会社の株券については、関係する法律、行政法規及び証券取引所の取引規則により上場取引する。

第166条 上場会社は、法律及び行政法規の規定により関連情報を開示しなければならない。

第167条 自然人株主が死亡した後において、その適法な相続人は、株主としての資格を相続することができる。ただし、株式の譲渡につき制限を受ける株式有限会社の定款に別段の定めのある場合を除く。

第7章 国家出资会社の組織機構の特別規定

第168条 国家出资会社の組織機構には、この章の規定を適用する。この章に定めのない場合には、この法律のその他の規定を適用する。

この法律において「国家出资会社」とは、国が出资する国有独资会社及び国有資本株式支配会社をいい、国が出资する有限責任会社及び株式有限会社を含む。

第169条 国家出资会社は、国务院又は地方人民政府がそれぞれ国を代表して法により出資者としての職責を履行し、出資者としての權益を享有する。国务院又は地方人民政府は、国有資産監督管理機構その他の部門又は機構に授權し、当該級の人民政府を代表して国家出资会社に対し出資者としての職責を履行させることができる。

当該級の人民政府を代表して出資者としての職責を履行する機構及び部門は、以下これらを「出資者としての職責を履行する機構」と総称する。

第170条 国家出资会社における中国共产党的組織は、中国共产党規約の規定に従い指導的役割を發揮し、会社の重大な経営管理事項を検討・討論し、会社の組織機構が法により職権を行使するのを支持する。

第171条 国有独资会社の定款は、出資者としての職責を履行する機構がこれを制定する。

第172条 国有独资会社は、株主会を置かず、出資者としての職責を履行する機構が株主会の職権を行使する。出資者としての職責を履行する機構は、会社の董事会に授權して株主会の職権の一部を行使させることができる。ただし、会社定款の制定及び変更、会社の合併、分割、解散及び破産申立て、登録資本の増加又は減少並びに利益分配については、出資者としての職責を履行する機構が決定しなければならない。

第173条 国有独资会社の董事会は、この法律の規定により職権を行使する。

国有独资会社の董事会の成員のうち、過半数が外部の董事でなければならない。かつ、会社従業員代表を有しなければならない。

董事会の成員は、出資者としての職責を履行する機構がこれを任命派遣する。ただし、董事会の成員中の従業員代表は、会社従業員代表大会がこれを選挙して選出する。

董事会は、董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長及び副董事長は、出資者としての職責を履行する機構が董事会の成員の中からこれを指定する。

第174条 国有独资会社の総経理は、董事会がこれを選任し、又は解任する。

出資者としての職責を履行する機構の同意を経て、董事会の成員は、総経理を兼任することができる。

第175条 国有独资会社の董事及び高級管理者は、出資者としての職責を履行する機構の同意を経ないで、他の有限責任会社、株式有限会社その他経済組織において兼職してはならない。

第176条 国有独资会社は、董事会に董事により構成される監査委員会を置いてこの法律所定の監事会の職権を行使させる場合には、監事会又は監事を置かない。

第177条 国家出资会社は、法により内部監督管理及びリスク統制制度を確立して健全化し、内部コンプライアンス管理を強化しなければ

第8章 公司董事、监事、高级管理人员的资格和义务

第178条 有下列情形之一的，不得担任公司的董事、监事、高级管理人员：

- (一) 无民事行为能力或者限制民事行为能力；
- (二) 因贪污、贿赂、侵占财产、挪用财产或者破坏社会主义市场经济秩序，被判处刑罚，或者因犯罪被剥夺政治权利，执行期满未逾五年，被宣告缓刑的，自缓刑考验期满之日起未逾二年；
- (三) 担任破产清算的公司、企业的董事或者厂长、经理，对该公司、企业的破产负有个人责任的，自该公司、企业破产清算完结之日起未逾三年；
- (四) 担任因违法被吊销营业执照、责令关闭的公司、企业的法定代表人，并负有个人责任的，自该公司、企业被吊销营业执照、责令关闭之日起未逾三年；
- (五) 个人因所负数额较大债务到期未清偿被人民法院列为失信被执行人。

违反前款规定选举、委派董事、监事或者聘任高级管理人员的，该选举、委派或者聘任无效。

董事、监事、高级管理人员在任职期间出现本条第一款所列情形的，公司应当解除其职务。

第179条 董事、监事、高级管理人员应当遵守法律、行政法规和公司章程。

第180条 董事、监事、高级管理人员对公司负有忠实义务，应当采取措施避免自身利益与公司利益冲突，不得利用职权牟取不正当利益。

董事、监事、高级管理人员对公司负有勤勉义务，执行职务应当为公司的最大利益尽到管理者通常应有的合理注意。

公司的控股股东、实际控制人不担任公司董事但实际执行公司事务的，适用前两款规定。

第181条 董事、监事、高级管理人员不得有下列行为：

- (一) 侵占公司财产、挪用公司资金；
- (二) 将公司资金以其个人名义或者以其他个人名义开立账户存储；
- (三) 利用职权贿赂或者收受其他非法收入；
- (四) 接受他人与公司交易的佣金归为己有；
- (五) 擅自披露公司秘密；
- (六) 违反对公司忠实义务的其他行为。

第182条 董事、监事、高级管理人员，直接或者间接与本公司订立合同或者进行交易，应当就与订立合同或者进行交易有关的事项向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规定经董事会或者股东会决议通过。

董事、监事、高级管理人员的近亲属，董事、监事、高级管理人员或者其近亲属直接或者间接控制的企业，以及与董事、监事、高级管理人员有其他关联关系的关联人，与公司订立合同或者进行交易，适用前款规定。

第183条 董事、监事、高级管理人员，不得利用职务便利为自己或者他人谋取属于公司的商业机会。但是，有下列情形之一的除外：

- (一) 向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规定经董事会或者股东会决议通过；
- (二) 根据法律、行政法规或者公司章程的规定，公司不能利用该商业机会。

ならない。

第8章 会社の董事、監事及び高級管理者の資格及び義務

第178条 次に掲げる事由の1つがある者は、会社の董事、監事又は高級管理者を担任してはならない。

- (一) 民事行為能力がなく、又は民事行為能力が制限されているとき。
- (二) 横領、賄賂、財産の侵奪、財産の流用若しくは社会主義市場経済秩序の破壊により刑罰に処する旨の判決を受け、又は犯罪により政治的権利を剥奪されて、執行期間満了後5年が経過しておらず、又は刑の執行猶予の宣告を受けている場合において、執行猶予審査期間満了の日から2年が経過していないとき。
- (三) 破産により清算する会社又は企業の董事、工場長又は総経理を担任し、当該会社又は企業の破産について個人責任を負う場合において、当該会社又は企業の破産清算が完了した日から3年が経過していないとき。

(四) 法律違反により行政処罰として営業許可証を取り消され、又は閉鎖を命じられた会社又は企業の法定代表人を担任し、かつ、個人責任を負う場合において、当該会社又は企業が行政処罰として営業許可証を取り消され、又は閉鎖を命じられた日から3年が経過していないとき。

(五) その負う、金額が比較的大きい債務の期限が到来したのに弁済していないことにより個人が人民法院により信用失墜被執行人に組み入れられたとき。

前項の規定に違反して董事若しくは監事を選挙し、若しくは任命派遣し、又は高級管理者を選任した場合には、当該選挙、任命派遣又は選任は、無効とする。

董事、監事又は高級管理者に職務就任期間において第1項に掲げる事由が出現した場合には、会社は、その職務を解除しなければならない。

第179条 董事、監事及び高級管理者は、法律、行政法规及び会社定款を遵守しなければならない。

第180条 董事、監事及び高級管理者は、会社に対し忠実義務を負うものとし、措置を講じて自身の利益と会社の利益との相反を回避しなければならない。職権を利用して不当な利益の取得をはかってはならない。

董事、監事及び高級管理者は、会社に対し勤勉義務を負うものとし、職務の執行にあたっては、会社の最大利益のため管理者として通常あるべき合理的な注意を尽くさなければならない。

会社の株式支配株主及び実際支配者が会社の董事を担任しないけれども会社の事務を実際に執行する場合には、前二項の規定を適用する。

第181条 董事、監事及び高級管理者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (一) 会社財産を侵奪し、又は会社の資金を流用する行為
- (二) 会社の資金を、その個人の名で、又は他の個人の名で口座を開設して預け入れる行為
- (三) 職権を利用して賄賂を贈り、又はその他の不法な収入を收受する行為
- (四) 他人と会社との取引のコミッションを受け取って自己の所有に帰属させる行為
- (五) 会社の秘密を無断で開示する行為
- (六) 会社に対する忠実義務に違反するその他の行為

第182条 董事、監事及び高級管理者は、直接又は間接に自社と契約を締結し、又は取引をする場合には、契約の締結又は取引の実施に係る事項について董事会又は株主会に対し報告し、かつ、会社定款の規定に従い董事会又は株主会の決議による採択を経なければならない。

董事、監事又は高級管理者の近親者、董事、監事、高級管理者又はその近親者により直接又は間接に支配される企業、及び董事、監事又は高級管理者とその他の関連関係を有する関連者が、会社と契約を締結し、又は取引をする場合には、前項の規定を適用する。

第183条 董事、監事及び高級管理者は、職務上の便宜を利用して自己又は他人のため会社に属する商業機会の取得をはかってはならない。ただし、次に掲げる事由の1つがある場合を除く。

- (一) 董事会又は株主会に対し報告し、かつ、会社定款の規定に従い董事会又は株主会の決議を経て採択されたとき。
- (二) 法律、行政法规又は会社定款の規定に基づき、会社が当該商業機会を利用することができないとき。

第184条 董事、监事、高级管理人员未向董事会或者股东会报告，并按照公司章程的规定经董事会或者股东会决议通过，不得自营或者为他人经营与其任职公司同类的业务。

第185条 董事会对本法第一百八十二条至第一百八十四条规定的事项决议时，关联董事不得参与表决，其表决权不计入表决权总数。出席董事会会议的无关联关系董事人数不足三人的，应当将该事项提交股东会审议。

第186条 董事、监事、高级管理人员违反本法第一百八十一条至第一百八十四条规定所得的收入应当归公司所有。

第187条 股东会要求董事、监事、高级管理人员列席会议的，董事、监事、高级管理人员应当列席并接受股东的质询。

第188条 董事、监事、高级管理人员执行职务违反法律、行政法规或者公司章程的规定，给公司造成损失的，应当承担赔偿责任。

第189条 董事、高级管理人员有前款规定的情形的，有限责任公司的股东、股份有限公司连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之以上股份的股东，可以书面请求监事会向人民法院提起诉讼；监事有前款规定的情形的，前述股东可以书面请求董事会向人民法院提起诉讼。

监事会或者董事会收到前款规定的股东书面请求后拒绝提起诉讼，或者自收到请求之日起三十日内未提起诉讼，或者情况紧急、不立即提起诉讼将会使公司利益受到难以弥补的损害的，前款规定的股东有权为公司利益以自己的名义直接向人民法院提起诉讼。

他人侵犯公司合法权益，给公司造成损失的，本条第一款规定的股东可以依照前两款的规定向人民法院提起诉讼。

公司全资子公司的董事、监事、高级管理人员有前款规定情形，或者他人侵犯公司全资子公司合法权益造成损失的，有限责任公司的股东、股份有限公司连续一百八十日以上单独或者合计持有公司百分之以上股份的股东，可以依照前款规定书面请求全资子公司的监事会、董事会向人民法院提起诉讼或者以自己的名义直接向人民法院提起诉讼。

第190条 董事、高级管理人员违反法律、行政法规或者公司章程的规定，损害股东利益的，股东可以向人民法院提起诉讼。

第191条 董事、高级管理人员执行职务，给他人造成损害的，公司应当承担赔偿责任；董事、高级管理人员存在故意或者重大过失的，也应当承担赔偿责任。

第192条 公司的控股股东、实际控制人指示董事、高级管理人员从事损害公司或者股东利益的行为的，与该董事、高级管理人员承担连带责任。

第193条 公司可以在董事任职期间为董事因执行公司职务承担的赔偿责任投保责任保险。

公司为董事投保责任保险或者续保后，董事会应当向股东会报告责任保险的投保金额、承保范围及保险费率等内容。

第9章 公司债券

第194条 本法所称公司债券，是指公司发行的约定按期还本付息的有价证券。

公司债券可以公开发行，也可以非公开发行。

公司债券的发行和交易应当符合《中华人民共和国证券法》等法律、行政法规的规定。

第195条 公开发行公司债券，应当经国务院证券监督管理机构注册，公告公司债券募集办法。

公司债券募集办法应当载明下列主要事项：

第184条 董事、監事及び高級管理者は、董事会又は株主会に対し報告せず、かつ、会社定款の規定どおりに董事会又は株主会の決議による採択を経ない場合には、自身が職務に就任する会社と同類の業務を自営し、又は他人のため経営してはならない。

第185条 董事会が第182条から前条所定の事項について決議する際に、関連董事は、表決に参加してはならず、その議決権は、議決権の総数に算入しない。董事会会議に出席した関連関係がない董事の人数が3名を下回る場合には、当該事項を株主会による審議に提出しなければならない。

第186条 董事、監事又は高級管理者が第181条から第184条の規定に違反して取得した収入は、会社の所有に帰属しなければならない。

第187条 株主会が董事、監事及び高級管理者に対し会議に列席するよう要求した場合には、董事、監事及び高級管理者は、列席し、かつ、株主の質問を受けなければならない。

第188条 董事、監事又は高級管理者は、職務を執行するにあたり法律、行政法規又は会社定款の規定に違反し、会社に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第189条 董事又は高級管理者に前条所定の事由がある場合には、有限責任会社の株主、及び連続して180日以上、単独で、又は合計して、会社の100分の1以上の株式を保有する株式有限会社の株主は、人民法院に対し訴えを提起するよう監事会に書面により請求することができる。監事に前条所定の事由がある場合には、上記株主は、人民法院に対し訴えを提起するよう董事会に書面により請求することができる。

监事会又は董事会が前項所定の株主の書面による請求を受領した後訴えの提起を拒絶し、若しくは請求を受領した日から30日以内に訴えを提起せず、又は状況が緊急であり、直ちに訴えを提起しなければ会社の利益が補填し難い損害を受けることになる場合には、前項所定の株主は、会社の利益のため自己の名により直接に人民法院に対し訴えを提起する権利を有する。

他人が会社の適法な権益を侵害し、会社に損失をもたらした場合には、第1項所定の株主は、前二項の規定により人民法院に対し訴えを提起することができる。

会社の全出資子会社の董事、監事若しくは高級管理者に前条所定の事由があり、又は他人が会社の全出資子会社の適法な権益を侵害して損失をもたらした場合には、有限責任会社の株主、及び連続して180日以上、単独で、又は合計して、会社の100分の1以上の株式を保有する株式有限会社の株主は、前三項の規定により全出資子会社の監事会又は董事会に人民法院に対し訴えを提起するよう書面により請求し、又は自己の名で直接に人民法院に対し訴えを提起することができる。

第190条 董事又は高級管理者が法律、行政法規又は会社定款の規定に違反し、株主の利益を損なった場合には、株主は、人民法院に対し訴えを提起することができる。

第191条 董事及び高級管理者が職務を執行し、他人に損害をもたらした場合には、会社は、賠償責任を負わなければならない。董事又は高級管理者に故意又は重大な過失が存在する場合にも、賠償責任を負わなければならない。

第192条 会社の株式支配株主又は実際支配者は、董事又は高級管理者に指示して会社又は株主の利益を損なう行為に従事させた場合には、当該董事又は高級管理者と連帯責任を負う。

第193条 会社は、董事の職務就任期間において董事が会社職務の執行により負う賠償責任のため責任保険を付保することができる。

会社が董事のため責任保険を付保し、又は保険を更新した後に、董事会は、株主会に対し責任保険の付保金額、保険引受範囲及び保険料率等の内容を報告しなければならない。

第9章 社債

第194条 この法律において「社債」とは、会社が発行する、期限に従い元利を償還することを約定した有価証券をいう。

社債は、公開発行することができ、また、非公開発行することもできる。

社債の発行及び取引は、「証券法」等の法律及び行政法規の規定に適合しなければならない。

第195条 社債の公開発行については、国务院の証券監督管理機構の登録を経て、社債募集方法を公告しなければならない。

社債募集方法には、次に掲げる主たる事項を記載しなければならない

- (一) 公司名称;
- (二) 债券募集资金的用途;
- (三) 债券总额和债券的票面金额;
- (四) 债券利率的确定方式;
- (五) 还本付息的期限和方式;
- (六) 债券担保情况;
- (七) 债券的发行价格、发行的起止日期;
- (八) 公司净资产额;
- (九) 已发行的尚未到期的公司债券总额;
- (十) 公司债券的承销机构。

第196条 公司以纸面形式发行公司债券的，应当在债券上载明公司名称、债券票面金额、利率、偿还期限等事项，并由法定代表人签名，公司盖章。

第197条 公司债券应当为记名债券。

第198条 公司发行公司债券应当置备公司债券持有人名册。

发行公司债券的，应当在公司债券持有人名册上载明下列事项：

- (一) 债券持有人的姓名或者名称及住所;
- (二) 债券持有人取得债券的日期及债券的编号;
- (三) 债券总额，债券的票面金额、利率、还本付息的期限和方式;
- (四) 债券的发行日期。

第199条 公司债券的登记结算机构应当建立债券登记、存管、付息、兑付等相关制度。

第200条 公司债券可以转让，转让价格由转让人与受让人约定。公司债券的转让应当符合法律、行政法规的规定。

第201条 公司债券由债券持有人以背书方式或者法律、行政法规规定的其他方式转让；转让后由公司受让人的姓名或者名称及住所记载于公司债券持有人名册。

第202条 股份有限公司经股东会决议，或者经公司章程、股东会授权由董事会决议，可以发行可转换为股票的公司债券，并规定具体的转换办法。上市公司发行可转换为股票的公司债券，应当经国务院证券监督管理机构注册。

发行可转换为股票的公司债券，应当在债券上标明可转换公司债券字样，并在公司债券持有人名册上载明可转换公司债券的数额。

第203条 发行可转换为股票的公司债券的，公司应当按照其转换办法向债券持有人换发股票，但债券持有人对转换股票或者不转换股票有选择权。法律、行政法规另有规定的除外。

第204条 公开发行公司债券的，应当为同期债券持有人设立债券持有人会议，并在债券募集办法中对债券持有人会议的召集程序、会议规则和其他重要事项作出规定。债券持有人会议可以对与债券持有人有利害关系的事项作出决议。

除公司债券募集办法另有约定外，债券持有人会议决议对同期全体债券持有人发生效力。

第205条 公开发行公司债券的，发行人应当为债券持有人聘请债券受托管理人，由其为债券持有人办理受领清偿、债权保全、与债券相关的诉讼以及参与债务人破产程序等事项。

第206条 债券受托管理人应当勤勉尽责，公正履行受托管理职责，不得损害债券持有人利益。

受托管理人与债券持有人存在利益冲突可能损害债券持有人利益的，债券持有人会议可以决议变更债券受托管理人。

债券受托管理人违反法律、行政法规或者债券持有人会议决议，损害债券持有人利益的，应当承担赔偿责任。

ない。

- (一) 会社の名称
- (二) 債券により募集する資金の用途
- (三) 債券総額及び債券の券面額
- (四) 債券利率の確定方式
- (五) 元利償還の期間及び方式
- (六) 債券の担保状況
- (七) 債券の発行価格及び発行の開始・終了日
- (八) 会社の純資産額
- (九) 発行済みであるけれども期限が到来していない社債の総額
- (十) 社債の販売引受機構

第196条 会社は、紙面形式により社債を発行する場合には、債券上に会社の名称、債券の券面額、利率、償還期間等の事項を記載し、かつ、法定代表者が署名し、会社が押印しなければならない。

第197条 社債は、これを記名債券としなければならない。

第198条 会社は、社債を発行するにあたり、社債保有者名簿を備え置かなければならない。

社債を発行する場合には、社債保有者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 債券保有者の氏名又は名称及び住所
- (二) 債券保有者が債券を取得した日及び債券の編成番号
- (三) 債券総額、債券の券面額、利率並びに元利償還の期間及び方式
- (四) 債券の発行日

第199条 社債の登記決済機構は、債券の登記、預託、利息の支払い、換金等の関連制度を確立しなければならない。

第200条 社債は、これを譲渡することができる。譲渡価格は、譲渡人と譲受人とがこれを約定する。

社債の譲渡は、法律及び行政法规の規定に適合しなければならない。

第201条 社債は、債券保有者が裏書方式又は法律若しくは行政法规所定のその他の方式によりこれを譲渡する。譲渡した後は、会社が譲受人の氏名又は名称及び住所を社債保有者名簿に記載する。

第202条 株式会社は、株主決議を経て、又は会社定款若しくは株主会による授權を経て董事会が決議して、株券への転換が可能な社債を発行し、かつ、具体的な転換方法を定めることができる。上場会社は、株券への転換が可能な社債を発行するにあたっては、國務院の証券監督管理機構の登録を経なければならない。

株券への転換が可能な社債を発行するにあたっては、債券上に転換社債という文字を表示し、かつ、社債保有者名簿に転換社債の数量を記載しなければならない。

第203条 株券への転換が可能な社債を発行する場合には、会社は、その転換方法に従い債券保有者に対し株券を交換発行しなければならない。ただし、債券保有者は、株券に転換すること又は転換しないことについて選択権を有する。法律又は行政法规に別段の定めのある場合を除く。

第204条 社債を公開発行する場合には、同時期の債券保有者のため債券保有者会議を設置しなければならない。かつ、債券募集方法において債券保有者会議の招集手続、会議規則その他の重要事項について規定をしなければならない。債券保有者会議は、債券保有者と利害関係を有する事項について決議をすることができる。

社債募集方法に別段の約定がある場合を除き、債券保有者会議の決議は、同時期の債券保有者全体に対し効力を生ずる。

第205条 社債を公開発行する場合には、発行人は、債券保有者のため債券受託管理人を招請しなければならない。当該債権受託管理人が債券保有者のため弁済受領、債権保全、債券と関連する訴訟及び債務者の破産手続への参与等の事項を取り扱う。

第206条 債券受託管理人は、勤勉に職責を尽くし、受託管理の職責を公正に履行しなければならない。債券保有者の利益を損なってはならない。

受託管理人と債券保有者との利益相反が存在し、債券保有者の利益を損なうおそれがある場合には、債券保有者会議は、債券受託管理人を変更することを決議することができる。

債券受託管理人は、法律、行政法规又は債券保有者会議の決議に違反し、債券保有者の利益を損なった場合には、賠償責任を負わなければならない。

第10章 公司财务、会计

第207条 公司应当依照法律、行政法规和国务院财政部门的规定建立本公司的财务、会计制度。

第208条 公司应当在每一会计年度终了时编制财务会计报告，并依法经会计师事务所审计。

财务会计报告应当依照法律、行政法规和国务院财政部门的规定制作。

第209条 有限责任公司应当按照公司章程规定的期限将财务会计报告送交各股东。

股份有限公司的财务会计报告应当在召开股东会年会的二十日前置备于本公司，供股东查阅；公开发行股份的股份有限公司应当公告其财务会计报告。

第210条 公司分配当年税后利润时，应当提取利润的百分之十列入公司法定公积金。公司法定公积金累计额为公司注册资本的百分之五十以上的，可以不再提取。

公司的法定公积金不足以弥补以前年度亏损的，在依照前款规定提取法定公积金之前，应当先用当年利润弥补亏损。

公司从税后利润中提取法定公积金后，经股东会决议，还可以从税后利润中提取任意公积金。

公司弥补亏损和提取公积金后所余税后利润，有限责任公司按照股东实缴的出资比例分配利润，全体股东约定不按照出资比例分配利润的除外；股份有限公司按照股东所持有的股份比例分配利润，公司章程另有规定的除外。

公司持有的本公司股份不得分配利润。

第211条 公司违反本法规定向股东分配利润的，股东应当将违反规定分配的利润退还公司；给公司造成损失的，股东及负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。

第212条 股东会作出分配利润的决议的，董事会应当在股东会决议作出之日起六个月内进行分配。

第213条 公司以超过股票票面金额的发行价格发行股份所得的溢价款、发行无面额股所得股款未计入注册资本的金额以及国务院财政部门规定列入资本公积金的其他项目，应当列为公司资本公积金。

第214条 公司的公积金用于弥补公司的亏损、扩大公司生产经营或者转为增加公司注册资本。

公积金弥补公司亏损，应当先使用任意公积金和法定公积金；仍不能弥补的，可以按照规定使用资本公积金。

法定公积金转为增加注册资本时，所留存的该项公积金不得少于转增前公司注册资本的百分之二十五。

第215条 公司聘用、解聘承办公司审计业务的会计师事务所，按照公司章程的规定，由股东会、董事会或者监事会决定。

公司股东会、董事会或者监事会就解聘会计师事务所进行表决时，应当允许会计师事务所陈述意见。

第216条 公司应当向聘用的会计师事务所提供真实、完整的会计凭证、会计账簿、财务会计报告及其他会计资料，不得拒绝、隐匿、谎报。

第217条 公司除法定的会计账簿外，不得另立会计账簿。
对公司资金，不得以任何个人名义开立账户存储。

第11章 公司合并、分立、增资、减资

第10章 会社の財務及び会計

第207条 会社は、法律、行政法规及び国务院の財政部門の規定により自社の財務及び会計制度を確立しなければならない。

第208条 会社は、各会計年度終了時に財務会計報告を作成し、かつ、法により会計士事務所への会計監査を経なければならない。

財務会計報告については、法律、行政法规及び国务院の財政部門の規定により作成しなければならない。

第209条 有限責任会社は、会社定款所定の期間に従い財務会計報告を各株主に送付しなければならない。

株式有限会社の財務会計報告については、株主会年度会議の招集開催の20日前までに自社に備え置き、株主の調査閲覧に供しなければならない。株式を公開発行する株式会社は、その財務会計報告を公告しなければならない。

第210条 会社は、当該年度の税引後利益を分配する際に、利益の100分の10を積み立てて会社の法定積立金に組み入れなければならない。会社の法定積立金の累計額が会社登録資本の100分の50以上となった場合には、積み立てないことができる。

会社の法定積立金が過年度の欠損を補填するのに不足する場合には、前項の規定により法定積立金を積み立てる前に、まず当該年度の利益を用いて欠損を補填しなければならない。

会社は、税引後利益の中から法定積立金を積み立てた後に、株主会決議を経て、更に税引後利益の中から任意積立金を積み立てることができる。

会社が欠損を補填し、及び積立金を積み立てた後に残った税引後利益について、有限責任会社は、株主が払込済みの出資比率に従い利益を分配する。ただし、出資比率どおりに利益を分配しないことを株主全体が約定する場合を除く。株式会社は、株主の保有する株式比率に従い利益を分配する。ただし、会社定款に別段の定めのある場合を除く。

会社が保有する自社の株式については、利益を分配してはならない。

第211条 会社がこの法律の規定に違反して株主に対し利益を分配した場合には、株主は、規定に違反して分配された利益を会社に返還しなければならない。会社に損失をもたらした場合には、株主並びに責任を負う董事、監事及び高級管理者は、賠償責任を負わなければならない。

第212条 株主会が利益分配の決議をした場合には、董事会は、株主会決議がなされた日から6か月内に分配をしなければならない。

第213条 会社が株券の券面額を超えた発行価格で株式を発行して取得したプレミアム、無額面株を発行して取得した株金であって登録資本に算入されない金額及び国务院の財政部門が資本積立金に組み入れる旨を定めるその他の項目については、会社の資本積立金に組み入れなければならない。

第214条 会社の積立金は、会社の欠損の補填、会社の生産経営の拡大又は会社登録資本の転換増加に用いる。

積立金により会社欠損を補填するにあたっては、まず任意積立金及び法定積立金を使用しなければならない。なお補填することができない場合には、規定に従い資本積立金を使用することができる。

法定積立金を転換して登録資本を増加させる場合には、留保される当該積立金は、転換増加させる前の会社登録資本の100分の25を下回ってはならない。

第215条 会社が会社の会計監査業務を引き受ける会計士事務所を任用し、又は解任するにあたっては、会社定款の規定に従い、株主会、董事会又は監事会が決定する。

会社の株主会、董事会又は監事会は、会計士事務所への解任について表決をする際には、会計士事務所による意見の陳述を許可しなければならない。

第216条 会社は、任用した会計士事務所に対し真実かつ完全な会計証憑、会計帳簿、財務会計報告その他の会計資料を提供しなければならない。拒絶し、隠匿し、又は偽って報告してはならない。

第217条 会社は、法定の会計帳簿以外に、別途会計帳簿を設けてはならない。

会社の資金については、いかなる個人の名によっても口座を開設して預け入れてはならない。

第11章 会社の合併、分割、増資及び減資

第218条 公司合并可以采取吸收合并或者新设合并。

一个公司吸收其他公司为吸收合并，被吸收的公司解散。两个以上公司合并设立一个新的公司为新设合并，合并各方解散。

第219条 公司与其持股百分之九十以上的公司合并，被合并的公司不需经股东会决议，但应当通知其他股东，其他股东有权请求公司按照合理的价格收购其股权或者股份。

公司合并支付的价款不超过本公司净资产百分之十的，可以不经股东会决议；但是，公司章程另有规定的除外。

公司依照前两款规定合并不经股东会决议的，应当经董事会决议。

第220条 公司合并，应当由合并各方签订合并协议，并编制资产负债表及财产清单。公司应当自作出合并决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。债权人自接到通知之日起三十日内，未接到通知的自公告之日起四十五日内，可以要求公司清偿债务或者提供相应的担保。

第221条 公司合并时，合并各方的债权、债务，应当由合并后存续的公司或者新设的公司承继。

第222条 公司分立，其财产作相应的分割。

公司分立，应当编制资产负债表及财产清单。公司应当自作出分立决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。

第223条 公司分立前的债务由分立后的公司承担连带责任。但是，公司在分立前与债权人就债务清偿达成的书面协议另有约定的除外。

第224条 公司减少注册资本，应当编制资产负债表及财产清单。

公司应当自股东会作出减少注册资本决议之日起十日内通知债权人，并于三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。债权人自接到通知之日起三十日内，未接到通知的自公告之日起四十五日内，有权要求公司清偿债务或者提供相应的担保。

公司减少注册资本，应当按照股东出资或者持有股份的比例相应减少出资额或者股份，法律另有规定、有限责任公司全体股东另有约定或者股份有限公司章程另有规定的除外。

第225条 公司依照本法第二百一十四条第二款的规定弥补亏损后，仍有亏损的，可以减少注册资本弥补亏损。减少注册资本弥补亏损的，公司不得向股东分配，也不得免除股东缴纳出资或者股款的义务。

依照前款规定减少注册资本的，不适用前条第二款的规定，但应当自股东会作出减少注册资本决议之日起三十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。

公司依照前两款的规定减少注册资本后，在法定公积金和任意公积金累计额达到公司注册资本百分之五十前，不得分配利润。

第226条 违反本法规定减少注册资本的，股东应当退还其收到的资金，减免股东出资的应当恢复原状；给公司造成损失的，股东及负有责任的董事、监事、高级管理人员应当承担赔偿责任。

第227条 有限责任公司增加注册资本时，股东在同等条件下有权优先按照实缴的出资比例认缴出资。但是，全体股东约定不按照出资比例优先认缴出资的除外。

股份有限公司为增加注册资本发行新股时，股东不享有优先认购

第218条 会社の合併には、吸収合併又は新設合併を採用することができる。

1つの会社が他の会社を吸収するものを吸収合併とし、吸収される会社は解散する。2つ以上の会社が合併して1つの新たな会社を設立するものを新設合併とし、合併各当事者は解散する。

第219条 会社がその持分保有が100分の90以上である会社と合併する場合には、合併される会社は、株主会決議を経る必要がない。ただし、他の株主に通知しなければならず、他の株主は、会社に対し合理的な価格に従いその出資持分又は株式を買い受けるよう請求する権利を有する。

会社が合併するにあたり支払う代金が自社純資産の100分の10を超えない場合には、株主会決議を経ないことができる。ただし、会社定款に別段の定めのある場合を除く。

会社は、前二項の規定により合併し株主会決議を経ない場合には、董事会決議を経なければならない。

第220条 会社の合併にあたっては、合併各当事者が合併合意を締結し、かつ、貸借対照表及び財産目録を編成しなければならない。会社は、合併決議をした日から10日以内に債権者に通知し、かつ、30日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システムにおいて公告しなければならない。債権者は、通知を受領した日から30日以内に、又は通知を受領していない場合には公告の日から45日以内に、会社に対し、債務を弁済し、又は相応する担保を提供するよう要求することができる。

第221条 会社が合併する際、合併各当事者の債権及び債務については、合併後に存続する会社又は新設される会社が承継しなければならない。

第222条 会社の分割にあたり、その財産については、相応する分割をする。

会社の分割にあたっては、貸借対照表及び財産目録を編成しなければならない。会社は、分割決議をした日から10日以内に債権者に通知し、かつ、30日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システムにおいて公告しなければならない。

第223条 会社の分割前の債務については、分割後の会社が連帯責任を負う。ただし、会社が分割前に債権者と債務弁済について達成した書面による合意に別段の約定がある場合を除く。

第224条 会社は、登録資本を減少させるにあたり、貸借対照表及び財産目録を編成しなければならない。

会社は、株主会が登録資本減少決議をした日から10日以内に債権者に通知し、かつ、30日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システムにおいて公告しなければならない。債権者は、通知を受領した日から30日以内に、又は通知を受領していない場合には公告の日から45日以内に、会社に対し、債務を弁済し、又は相応する担保を提供するよう要求する権利を有する。

会社は、登録資本を減少させるにあたり、株主の出資又は保有する株式の比率に従い出資額又は株式を相応して減少させなければならない。ただし、法律に別段の定めがあり、有限責任会社の株主全体に別段の約定があり、又は株式有限会社の定款に別段の定めのある場合を除く。

第225条 会社は、第214条第2項の規定により欠損を補填した後に、なお欠損がある場合には、登録資本を減少させて欠損を補填することができる。登録資本を減少させて欠損を補填する場合には、会社は、株主に対し分配してはならず、また、株主による出資又は株金払込みの義務を免除してはならない。

前項の規定により登録資本を減少させた場合には、前条第2項の規定を適用しない。ただし、株主会が登録資本減少決議をした日から30日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システムにおいて公告しなければならない。

会社は、前二項の規定により登録資本を減少させた後、法定積立金及び任意積立金の累計額が会社登録資本の100分の50に到達するまでは、利益を分配してはならない。

第226条 この法律の規定に違反して登録資本を減少させた場合には、株主は、自らの受領した資金を返還しなければならない。株主の出資を減免した場合には、原状を回復しなければならない。会社に損失をもたらした場合には、株主並びに責任を負う董事、監事及び高級管理者は、賠償責任を負わなければならない。

第227条 有限責任会社が登録資本を増加させる際には、株主は、同等の条件下において、払込済みの出資比率に従い優先的に出資の払込みを引き受ける権利を有する。ただし、出資比率どおりに優先的に出資の払込みを引き受けない旨を株主全体が約定している場合を除く。株式有限会社が登録資本を増加させるため新株を発行する際に

权, 公司章程另有规定或者股东会决议决定股东享有优先认购权的除外。

第228条 有限责任公司增加注册资本时, 股东认缴新增资本的出资, 依照本法设立有限责任公司缴纳出资的有关规定执行。

股份有限公司为增加注册资本发行新股时, 股东认购新股, 依照本法设立股份有限公司缴纳股款的有关规定执行。

第12章 公司解散和清算

第229条 公司因下列原因解散:

(一) 公司章程规定的营业期限届满或者公司章程规定的其他解散事由出现;

(二) 股东会决议解散;

(三) 因公司合并或者分立需要解散;

(四) 依法被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销;

(五) 人民法院依照本法第二百三十一条的规定予以解散。

公司出现前款规定的解散事由, 应当在十日内将解散事由通过国家企业信用信息公示系统予以公示。

第230条 公司有前条第一款第一项、第二项情形, 且尚未向股东分配财产的, 可以通过修改公司章程或者经股东会决议而存续。

依照前款规定修改公司章程或者经股东会决议, 有限责任公司须经持有三分之二以上表决权的股东通过, 股份有限公司须经出席股东会议的股东所持表决权的三分之二以上通过。

第231条 公司经营管理发生严重困难, 继续存续会使股东利益受到重大损失, 通过其他途径不能解决的, 持有公司百分之十以上表决权的股东, 可以请求人民法院解散公司。

第232条 公司因本法第二百二十九条第一款第一项、第二项、第四项、第五项规定而解散的, 应当清算。董事为公司清算义务人, 应当在解散事由出现之日起十五日内组成清算组进行清算。

清算组由董事组成, 但是公司章程另有规定或者股东会决议另选他人的除外。

清算义务人未及时履行清算义务, 给公司或者债权人造成损失的, 应当承担赔偿责任。

第233条 公司依照前条第一款的规定应当清算, 逾期不成立清算组进行清算或者成立清算组后不清算的, 利害关系人可以申请人民法院指定有关人员组成清算组进行清算。人民法院应当受理该申请, 并及时组织清算组进行清算。

公司因本法第二百二十九条第一款第四项的规定而解散的, 作出吊销营业执照、责令关闭或者撤销决定的部门或者公司登记机关, 可以申请人民法院指定有关人员组成清算组进行清算。

第234条 清算组在清算期间行使下列职权:

(一) 清理公司财产, 分别编制资产负债表和财产清单;

(二) 通知、公告债权人;

(三) 处理与清算有关的公司未了结的业务;

(四) 清缴所欠税款以及清算过程中产生的税款;

(五) 清理债权、债务;

(六) 分配公司清偿债务后的剩余财产;

(七) 代表公司参与民事诉讼活动。

第235条 清算组应当自成立之日起十日内通知债权人, 并于六十日内在报纸上或者国家企业信用信息公示系统公告。债权人应当自接到通知之

は、株主は、優先購入権を享有しない。ただし、会社定款に別段の定めがあり、又は株主会決議により株主が優先購入権を享有する旨を決定した場合を除く。

第228条 有限責任会社が登録資本を増加させる際に、株主が新たに増加される資本の出資の払込みを引き受ける場合には、この法律の有限責任会社を設立し出資を払い込む場合の関係規定により執行する。

株式有限会社が登録資本を増加させるため新株を発行する際に、株主が新株の購入を引き受ける場合には、この法律の株式有限会社を設立し株金を払い込む場合の関係規定により執行する。

第12章 会社の解散及び清算

第229条 会社は、次に掲げる原因により解散する。

(一) 会社定款所定の営業期間が満了し、又は会社定款所定のその他の解散事由が出現したとき。

(二) 株主会が解散を決議したとき。

(三) 会社の合併又は分割により解散する必要があるとき。

(四) 法により行政処罰として営業許可証を取り消され、閉鎖を命ぜられ、又は取り消されたとき。

(五) 人民法院が第231条の規定により解散をさせるとき。

会社は、前項所定の解散事由が出現した場合には、10日以内に解散事由を国家企業信用情報公示システムにおいて公示しなければならない。

第230条 会社は、前条第1項第(一)号又は第(二)号の事由があり、かつ、なお株主に対し財産を分配していない場合には、会社定款の変更を通じて、又は株主会決議を経て存続することができる。

前項の規定により会社定款を変更し、又は株主会決議を経るにあたっては、有限責任会社は3分の2以上の議決権を保有する株主による採択を必ず経なければならない、株式有限会社は株主会決議に出席した株主が保有する議決権の3分の2以上による採択を必ず経なければならない。

第231条 会社の経営管理に重大な困難が生じ、継続して存続すれば株主の利益が重大な損失を受けることとなり、その他のルートを通じて解決することができない場合には、会社の議決権の100分の10以上を保有する株主は、人民法院に対し会社の解散を請求することができる。

第232条 会社は、第229条第1項第(一)号、第(二)号、第(四)号又は第(五)号の規定により解散する場合には、清算しなければならない。董事は、会社の清算義務者であり、解散事由が出現した日から15日以内に清算グループを構成し清算をしなければならない。

清算グループは、董事により構成される。ただし、会社定款に別段の定めのある場合又は株主会決議において別途他の者を選んだ場合を除く。

清算義務者は、遅滞なく清算義務を履行せず、会社又は債権者に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第233条 会社が前条第1項の規定により清算をするべきである場合において、期限を徒過して清算グループを成立させて清算をすることをせず、又は清算グループを成立させた後に清算をしないときは、利害関係人は、人民法院に關係者を指定して清算グループを構成させ清算をさせるよう申し立てることができる。人民法院は、当該申し立てを受理し、かつ、遅滞なく清算グループを組織して清算をさせなければならない。

会社が第229条第1項第(四)号の規定により解散する場合には、行政処罰として営業許可証を取り消し、閉鎖を命じ、又は取り消す旨の決定をした部門又は会社登記機関は、人民法院に關係者を指定して清算グループを構成させ清算をさせるよう申し立てることができる。

第234条 清算グループは、清算期間において次に掲げる職権を行使する。

(一) 会社財産を整理し、貸借対照表及び財産目録をそれぞれ編成すること。

(二) 債権者に通知し、又は公告すること。

(三) 清算と関係する、会社の結了していない業務を処理すること。

(四) 未納付税金及び清算の過程において生ずる税金を完納すること。

(五) 債権及び債務を整理すること。

(六) 会社が債務を弁済した後の残余財産を分配すること。

(七) 会社を代表して民事訴訟活動に参加すること。

第235条 清算グループは、成立の日から10日以内に債権者に通知し、かつ、60日以内に新聞又は国家企業信用情報公示システムにおいて公

日起三十日内，未接到通知的自公告之日起四十五日内，向清算组申报其债权。

债权人申报债权，应当说明债权的有关事项，并提供证明材料。清算组应当对债权进行登记。

在申报债权期间，清算组不得对债权人进行清偿。

第236条 清算组在清理公司财产、编制资产负债表和财产清单后，应当制订清算方案，并报股东会或者人民法院确认。

公司财产在分别支付清算费用、职工的工资、社会保险费用和法定补偿金，缴纳所欠税款，清偿公司债务后的剩余财产，有限责任公司按照股东的出资比例分配，股份有限公司按照股东持有的股份比例分配。

清算期间，公司存续，但不得开展与清算无关的经营活动。公司财产在未依照前款规定清偿前，不得分配给股东。

第237条 清算组在清理公司财产、编制资产负债表和财产清单后，发现公司财产不足清偿债务的，应当依法向人民法院申请破产清算。

人民法院受理破产申请后，清算组应当将清算事务移交给人民法院指定的破产管理人。

第238条 清算组成员履行清算职责，负有忠实义务和勤勉义务。

清算组成员怠于履行清算职责，给公司造成损失的，应当承担赔偿责任；因故意或者重大过失给债权人造成损失的，应当承担赔偿责任。

第239条 公司清算结束后，清算组应当制作清算报告，报股东会或者人民法院确认，并报送公司登记机关，申请注销公司登记。

第240条 公司在存续期间未产生债务，或者已清偿全部债务的，经全体股东承诺，可以按照规定通过简易程序注销公司登记。

通过简易程序注销公司登记，应当通过国家企业信用信息公示系统予以公告，公告期限不少于二十日。公告期限届满后，未有异议的，公司可以在二十日内向公司登记机关申请注销公司登记。

公司通过简易程序注销公司登记，股东对本条第一款规定的内容承诺不实的，应当对注销登记前的债务承担连带责任。

第241条 公司被吊销营业执照、责令关闭或者被撤销，满三年未向公司登记机关申请注销公司登记的，公司登记机关可以通过国家企业信用信息公示系统予以公告，公告期限不少于六十日。公告期限届满后，未有异议的，公司登记机关可以注销公司登记。

依照前款规定注销公司登记的，原公司股东、清算义务人的责任不受影响。

第242条 公司被依法宣告破产的，依照有关企业破产的法律实施破产清算。

第13章 外国公司的分支机构

第243条 本法所称外国公司，是指依照外国法律在中华人民共和国境外设立的公司。

第244条 外国公司在中华人民共和国境内设立分支机构，应当向中国主管机关提出申请，并提交其公司章程、所属国的公司登记证书等有关文件，经批准后，向公司登记机关依法办理登记，领取营业执照。

外国公司分支机构的审批办法由国务院另行规定。

第245条 外国公司在中华人民共和国境内设立分支机构，应当在中华人民共和国境内指定负责该分支机构的代表人或者代理人，并向该分支

告しなければならない。債権者は、通知を受領した日から30日以内に、又は通知を受領していない場合には公告の日から45日以内に、清算グループに対しその債権を届け出なければならない。

債権者は、債権を届け出るにあたり、債権の関係事項を説明し、かつ、証明資料を提供しなければならない。清算グループは、債権について登記をしなければならない。

債権届出期間において、清算グループは、債権者に対し弁済をしてはならない。

第236条 清算グループは、会社財産を整理し、並びに貸借対照表及び財産目録を編成した後、清算方案を立案し、かつ、株主会又は人民法院に報告して確認を受けなければならない。

会社財産であって、清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定の補償金をそれぞれ支払い、未納付税金を納付し、かつ、会社の債務を弁済した後の残余財産について、有限責任会社は株主の出資比率に従い分配し、株式有限会社は株主が保有する株式比率に従い分配する。

清算期間において、会社は、存続する。ただし、清算と関係がない経営活動を展開してはならない。会社財産は、前項の規定により弁済する前において、これを株主に分配してはならない。

第237条 清算グループは、会社財産を整理し、並びに貸借対照表及び財産目録を編成した後において、会社財産が債務を弁済するのに不足することを発見した場合には、法により人民法院に対し破産清算を申し立てなければならない。

人民法院が破産申立てを受理した後に、清算グループは、清算事務を人民法院の指定する破産管理人に移転しなければならない。

第238条 清算グループの成員は、清算の職責を履行するにあたり、忠実義務及び勤勉義務を負う。

清算グループの成員は、清算の職責の履行を懈怠し、会社に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。故意又は重大な過失により債権者に損失をもたらした場合には、賠償責任を負わなければならない。

第239条 会社の清算が終了した後に、清算グループは、清算報告を作成し、株主会又は人民法院に報告して確認を受け、かつ、会社登記機関に報告送付し、会社登記の抹消を申請しなければならない。

第240条 会社は、存続期間において債務を生じず、又は既に債務の全部を弁済している場合には、株主全体の承諾を経て、規定に従い簡易手続を通じて会社登記を抹消することができる。

簡易手続を通じて会社登記を抹消するにあたっては、国家企業信用信息公示システムを通じて公告をしなければならない。公告期間は、20日を下回らない。公告期間満了後、異議がない場合には、会社は、20日以内に会社登記機関に対し会社登記の抹消を申請することができる。

会社は、簡易手続を通じて会社登記を抹消するにあたり、第1項所定の内容に対する株主の承諾が不実である場合には、抹消登記前の債務について連帯責任を負わなければならない。

第241条 会社が営業許可証を行政処罰として取り消され、閉鎖を命じられ、又は取り消され、3年が経過しても会社登記機関に対し会社登記の抹消を申請していない場合には、会社登記機関は、国家企業信用信息公示システムを通じて公告をすることができ、公告期間は、60日を下回らない。公告期間満了後、異議がない場合には、会社登記機関は、会社登記を抹消することができる。

前項の規定により会社登記を抹消する場合には、原会社株主及び清算義務者の責任は、影響を受けない。

第242条 会社は、法により破産を宣告された場合には、企業破産に關係する法律により破産清算を実施する。

第13章 外国会社の分支機構

第243条 この法律において「外国会社」とは、外国の法律により中華人民共和國の境外において設立される会社をいう。

第244条 外国会社は、中華人民共和國の境内において分支機構を設立する場合には、中国の主管機関に対し申請を提出し、かつ、その会社定款、所属する国の会社登記証書等の關係文書を提出し、認可を経た後に、会社登記機関に対し法により登記を手続し、営業許可証を受領しなければならない。

外国会社の分支機構の審査認可弁法は、國務院が別途これを定める。

第245条 外国会社は、中華人民共和國の境内において分支機構を設立する場合には、中華人民共和國の境内において当該分支機構に責任

构拨付与其所从事的经营活动相适应的资金。

对外国公司分支机构的经营资金需要规定最低限额的，由国务院另行规定。

第246条 外国公司的分支机构应当在其名称中标明该外国公司的国籍及责任形式。

外国公司的分支机构应当在本机构中置备该外国公司章程。

第247条 外国公司在中华人民共和国境内设立的分支机构不具有中国法人资格。

外国公司对其分支机构在中华人民共和国境内进行经营活动承担民事责任。

第248条 经批准设立的外国公司分支机构，在中华人民共和国境内从事业务活动，应当遵守中国的法律，不得损害中国的社会公共利益，其合法权益受中国法律保护。

第249条 外国公司撤销其在中华人民共和国境内的分支机构时，应当依法清偿债务，依照本法有关公司清算程序的规定进行清算。未清偿债务之前，不得将其分支机构的财产转移至中华人民共和国境外。

第14章 法律责任

第250条 违反本法规定，虚报注册资本、提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实取得公司登记的，由公司登记机关责令改正，对虚报注册资本的公司，处以虚报注册资本金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对提交虚假材料或者采取其他欺诈手段隐瞒重要事实的公司，处以五万元以上二百万元以下的罚款；情节严重的，吊销营业执照；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以三万元以上三十万元以下的罚款。

第251条 公司未依照本法第四十条规定公示有关信息或者不如实公示有关信息的，由公司登记机关责令改正，可以处以一万元以上五万元以下的罚款。情节严重的，处以五万元以上二十万元以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。

第252条 公司的发起人、股东虚假出资，未交付或者未按期交付作为出资的货币或者非货币财产的，由公司登记机关责令改正，可以处以五万元以上二十万元以下的罚款；情节严重的，处以虚假出资或者未出资金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。

第253条 公司的发起人、股东在公司成立后，抽逃其出资的，由公司登记机关责令改正，处以所抽逃出资金额百分之五以上百分之十五以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以三万元以上三十万元以下的罚款。

第254条 有下列行为之一的，由县级以上人民政府财政部门依照《中华人民共和国会计法》等法律、行政法规的规定处罚：

- (一) 在法定的会计账簿以外另立会计账簿；
- (二) 提供存在虚假记载或者隐瞒重要事实的财务会计报告。

第255条 公司在合并、分立、减少注册资本或者进行清算时，不依照本法规定通知或者公告债权人的，由公司登记机关责令改正，对公司处以一万元以上十万元以下的罚款。

第256条 公司在进行清算时，隐匿财产，对资产负债表或者财产清单作虚假记载，或者在未清偿债务前分配公司财产的，由公司登记机关责令改正，对公司处以隐匿财产或者未清偿债务前分配公司财产金额百分之五以上百分之十以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处以一万元以上十万元以下的罚款。

を負う代表者又は代理人を指定し、かつ、当該分支機構に対しその従事する経営活動に相應する資金を支給しなければならない。

外国会社の分支機構の經營資金について、最低限度額を定めることが必要である場合には、國務院が別途これを定める。

第246条 外国会社の分支機構は、その名称中に当該外国会社の国籍及び責任形式を表示しなければならない。

外国会社の分支機構は、当該機構において当該外国会社の定款を備え置かなければならない。

第247条 外国会社が中華人民共和国の境内において設立する分支機構は、中国の法人格を有しない。

外国会社は、その分支機構が中華人民共和国の境内において經營活動を行うことについて民事責任を負う。

第248条 認可を経て設立された外国会社の分支機構は、中華人民共和国の境内において業務活動に従事するにあたり、中国の法律を遵守しなければならない。中国の社会公共利益を損なってはならない。その適法な権益は、中国の法律による保護を受ける。

第249条 外国会社は、中華人民共和国の境内におけるその分支機構を取り消す際には、法により債務を弁済し、会社清算手続に関係するこの法律の規定により清算をしなければならない。債務を弁済する前に、その分支機構の財産を中華人民共和国の境外に移転してはならない。

第14章 法律責任

第250条 この法律の規定に違反し、登録資本を虚偽報告し、虚偽の資料を提出し、又はその他の欺罔手段を講じて重要な事実を隠蔽して会社登記を取得した場合には、会社登記機関が是正するよう命じ、登録資本を虚偽報告した会社に対しては虚偽報告した登録資本金額の100分の5以上100分の15以下の罰金を科する。虚偽の資料を提出し、又はその他の欺罔手段を講じて重要な事実を隠蔽した会社に対しては5万元以上200万元以下の罰金を科する。情状が重大であるときは、行政処罰として營業許可証を取り消す。直接に責任を負う主管者その他の直接責任者に対しては、3万元以上30万元以下の罰金を科する。

第251条 会社が第40条の規定どおりに関係情報を公示せず、又は事実どおりに関係情報を公示しない場合には、会社登記機関が是正するよう命ずるものとし、1万元以上5万元以下の罰金を科することができる。情状が重大であるときは、5万元以上20万元以下の罰金を科する。直接に責任を負う主管者その他の直接責任者に対しては1万元以上10万元以下の罰金を科する。

第252条 会社の発起人又は株主が虚偽の出資をし、又は出資とする貨幣若しくは非貨幣財産を引き渡さず、若しくは期限どおり引き渡さない場合には、会社登記機関が是正するよう命ずるものとし、5万元以上20万元以下の罰金を科することができる。情状が重大であるときは、虚偽の出資又は未出資金額の100分の5以上100分の15以下の罰金を科する。直接に責任を負う主管者その他の直接責任者に対しては1万元以上10万元以下の罰金を科する。

第253条 会社の発起人又は株主が、会社の成立後に、その出資を引き揚げた場合には、会社登記機関が是正するよう命じ、引き揚げた出資金額の100分の5以上100分の15以下の罰金を科する。直接に責任を負う主管者その他の直接責任者に対しては、3万元以上30万元以下の罰金を科する。

第254条 次に掲げる行為の1つをした場合には、県級以上の人民政府の財政部門が「会計法」等の法律及び行政法規の規定により処罰する。

- (一) 法定の会計帳簿以外に、別途会計帳簿を設ける行為
- (二) 虚偽の記載が存在し、又は重要な事実を隠蔽した財務会計報告を提供する行為

第255条 会社が合併し、分割し、登録資本を減少し、又は清算をする際に、この法律の規定どおり債権者に通知せず、又は公告しない場合には、会社登記機関が是正するよう命じ、会社に対し1万元以上10万元以下の罰金を科する。

第256条 会社が清算をする際に、財産を隠匿し、貸借対照表若しくは財産目録について虚偽記載をし、又は債務を弁済する前に会社財産を分配した場合には、会社登記機関が是正するよう命じ、会社に対しては隠匿した財産又は債務弁済前に分配した会社財産の金額の100分の5以上100分の10以下の罰金を科する。直接に責任を負う主管者そ

第257条 承担资产评估、验资或者验证的机构提供虚假材料或者提供有重大遗漏的报告，由有关部门依照《中华人民共和国资产评估法》、《中华人民共和国注册会计师法》等法律、行政法规的规定处罚。

承担资产评估、验资或者验证的机构因其出具的评估结果、验资或者验证证明不实，给公司债权人造成损失的，除能够证明自己没有过错的外，在其评估或者证明不实的金额范围内承担赔偿责任。

第258条 公司登记机关违反法律、行政法规规定未履行职责或者履行职责不当的，对负有责任的领导人员和直接责任人员依法给予政务处分。

第259条 未依法登记为有限责任公司或者股份有限公司，而冒用有限责任公司或者股份有限公司名义的，或者未依法登记为有限责任公司或者股份有限公司的分公司，而冒用有限责任公司或者股份有限公司的分公司名义的，由公司登记机关责令改正或者予以取缔，可以并处十万元以下的罚款。

第260条 公司成立后无正当理由超过六个月未开业的，或者开业后自行停业连续六个月以上的，公司登记机关可以吊销营业执照，但公司依法办理歇业的除外。

公司登记事项发生变更时，未依照本法规定办理有关变更登记的，由公司登记机关责令限期登记；逾期不登记的，处以一万元以上十万元以下的罚款。

第261条 外国公司违反本法规定，擅自在中华人民共和国境内设立分支机构的，由公司登记机关责令改正或者关闭，可以并处五万元以上二十万元以下的罚款。

第262条 利用公司名义从事危害国家安全、社会公共利益的严重违法行为的，吊销营业执照。

第263条 公司违反本法规定，应当承担民事赔偿责任和缴纳罚款、罚金的，其财产不足以支付时，先承担民事赔偿责任。

第264条 违反本法规定，构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第15章 附则

第265条 本法下列用语的含义：

(一) 高级管理人员，是指公司的经理、副经理、财务负责人，上市公司董事会秘书和公司章程规定的其他人员。

(二) 控股股东，是指其出资额占有限责任公司资本总额超过百分之五十或者其持有的股份占股份有限公司股本总额超过百分之五十的股东；出资额或者持有股份的比例虽然低于百分之五十，但依其出资额或者持有的股份所享有的表决权已足以对股东会的决议产生重大影响的股东。

(三) 实际控制人，是指通过投资关系、协议或者其他安排，能够实际支配公司行为的人。

(四) 关联关系，是指公司控股股东、实际控制人、董事、监事、高级管理人员与其直接或者间接控制的企业之间的关系，以及可能导致公司利益转移的其他关系。但是，国家控股的企业之间不仅因为同受国家控股而具有关联关系。

第266条 本法自2024年7月1日起施行。

本法施行前已登记设立的公司，出资期限超过本法规定的期限的，除法律、行政法规或者国务院另有规定外，应当逐步调整至本法规定的期限以内；对于出资期限、出资额明显异常的，公司登记机关可以依法要求其及时调整。具体实施办法由国务院规定。

他の直接責任者に対しては、1万元以上10万元以下の罰金を科する。

第257条 資産評価、出資検査又は検証を引き受ける機構が虚偽の資料を提供し、又は重大な遺漏のある報告を提供した場合には、関係部門が「資産評価法」、「登録会計士法」等の法律及び行政法規の規定により処罰する。

資産評価、出資検査又は検証を引き受ける機構は、その発行する評価結果又は出資検査若しくは検証にかかる証明が不実であることにより、会社債権者に損失をもたらした場合には、自己に故意・過失がない旨を証明することができる場合を除き、その評価又は証明が不実である金額の範囲内において賠償責任を負う。

第258条 会社登記機関が法律又は行政法規の規定に違反して職責を履行せず、又は職責の履行が不当である場合には、責任を負う指導者及び直接責任者に対し法により政務処分をする。

第259条 法どおりに有限責任会社若しくは株式会社として登記していないのに有限責任会社若しくは株式有限会社の名を冒用した場合、又は法どおりに有限責任会社若しくは株式有限会社の支店として登記していないのに有限責任会社若しくは株式有限会社の名を冒用した場合には、会社登記機関が是正するよう命じ、又はこれを取り締まるものとし、10万元以下の罰金を併科することができる。

第260条 会社の成立後正当な理由なくして6か月を超えて開業しない場合、又は開業後自ら業務を停止し連続6か月以上経過した場合には、会社登記機関は、行政処罰として営業許可証を取り消すことができる。ただし、会社が法により休業手続をする場合を除く。

会社の登記事項に変更が生じた場合において、この法律の規定どおりに関係する変更登記を手続しないときは、会社登記機関が期間を限り登記するよう命ずる。期限を徒過して登記しない場合には、1万元以上10万元以下の罰金を科する。

第261条 外国会社がこの法律の規定に違反し、中華人民共和国の境内において無断で分支機構を設立した場合には、会社登記機関が是正又は閉鎖をするよう命ずるものとし、5万元以上20万元以下の罰金を併科することができる。

第262条 会社の名を利用して国の安全及び社会公共利益に危害を及ぼす重大な違法行為に従事した場合には、行政処罰として営業許可証を取り消す。

第263条 会社は、この法律の規定に違反し、民事賠償責任を負い、かつ、行政罰としての罰金又は刑事罰としての罰金を納付するべき場合において、その財産が支払いに不足するときは、まず民事賠償責任を負う。

第264条 この法律の規定に違反し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第15章 附則

第265条 この法律の次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(一) 「高級管理者」とは、会社の総経理、副総経理及び財務責任者、上場会社の董事会秘書並びに会社定款所定のその他の人員をいう。

(二) 「株式支配株主」とは、有限責任会社の資本総額に占めるその出资额が100分の50を超え、又は株式有限会社の株式資本総額に占めるその保有する株式が100分の50を超える株主、及び出资额又は保有する株式の比率が100分の50を下回るけれども、その出资额又は保有する株式により享有する議決権が既に株主会の決議に対し重大な影響を生ずるのに足りる株主をいう。

(三) 「実支配者」とは、投資関係、合意その他の手配を通じて、会社の行為を実際に支配することができる者をいう。

(四) 「関連関係」とは、会社の株式支配株主、実支配者、董事、監事又は高級管理者とそれらの者が直接又は間接に支配する企業との間の関係及び会社の利益移転をもたらすおそれがあるその他の関係をいう。ただし、国が株式を支配する企業の間においては、国による株式支配を同様に受けることのみによっては関連関係を有しない。

第266条 この法律は、2024年7月1日から施行する。

この法律の施行前に既に登記設立している会社については、出資期限がこの法律所定の期間を超える場合には、法律、行政法規又は国务院に別段の定めのある場合を除き、この法律所定の期間以内になるよう徐々に調整しなければならない。出資期限又は出资额が明らかに異常である場合については、会社登記機関は、遅滞なく調整するよう

法によりこれに要求することができる。具体的な実施弁法は、国務院がこれを定める。

翻訳：キャストグローバルコンサルティング株式会社

- ・本資料の日訳文に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。
- ・また、本資料は、原文解釈のための参考に供するためにのみ、作成されたものであり、法令に対する解釈、説明及び解説等を含むものではありません。翻訳の正確性を含むがこれに限らない本資料に起因する問題について、弊社、弊グループ及び弊グループに属する個人は一切の責任を負いません。

Copyright (C) CAST Consulting Co., Ltd. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.